

## 委員会議事録

### 1. 病院局関係

#### (1) その他（所管事務調査）

#### 質 疑

##### ○土橋委員

先のことじゃあるけれども、新病院の建設に当たっては、休日診療所については病院の中に取り込むと。そのことによって、そういう表現が正しいかどうかかわらんが、活性化を図ると。同時に、開放型も一緒やけども、そこに市内の診療所の先生方がおるということは、言やあ、地元医師会との綿密な連携ってということにもつながるのではないかというふうに思いますけども、その辺はどのようなふうに考えておられるかお聞きをしたいと。

##### ○田村病院局管理部長

まず、休日診療所の関係でございますけれども、これは市の健康増進課のほうが所管になろうと思っておりますけれども、その辺を新病院の中に入れ込むということか、移し込むということでは今行っておりませんので、基本設計においても、そういうものは落とし込みはしてないというような状況でございます。

##### ○土橋委員

それは、どの段階で論議をされたのですか。

##### ○田村病院局管理部長

論議というか、論議そのものをしておりません。

##### ○土橋委員

いやいや、管理部長の個人的な意見を聞きよんじゃないね。あなた、ときたま、個人的な意見を強調するようなほうに見えるけども、そういうことを聞いているのではないということ。

新しい病院をつくるということになれば、今までの流れの中で、吸収できるものは吸収するというような、どういうものをつくるかというときに、そういうものが当然出てくると思う。だから、あれは「あいぱーく」じゃっていうような、そういうのはちょっと納得できないです。

○田村病院局管理部長

基本的には、基本計画でございますけども、その中の説明資料ということで、議案の際に添付をさしていただいております。その中には、休日診療所については記載をしておりますというか、あくまでも病院としては、開放型病床については検討するというので1項目を入れさせていただきますけれども。

○土橋委員

だから、頭になかったわけでしょ。頭にないから、恐らく考えたほうがええんじゃないのかと。だから、考えてないからってだけで、済ます気。

○森重副市長

土橋委員からの御質問の休日診療所については、市民の休日における医療を所管するということになりますので、市長部局のほうで答えをさせていただこうと思います。

お尋ねがありました新光市立病院の基本計画、現在基本設計をしておる段階ではありますけれども、これまでも休日診療所のあり方については庁内で検討を進めてきたところではございます。

具体的には、現在の休日診療所は、あいぱ一く内に独立した形で休日診療所を設けて、市民の方々の休日における診療行為について光市医師会の御協力をいただきながら、医師会と薬剤師会等の御協力をいただきながら開設をしているところでございます。

委員御案内のとおり、休日診療所については、さまざまな規制や法的な整備も必要なことから、現在は、これまで、休日診療については、「あいぱ一く」ができる以前は、各医師会の診療所において当番医制度を設けて実施をしていただいたところではあります、が、「あいぱ一く」をつくる時に、医師会等との協議を経て、現在のところに至っているところでございます。

そのときにもさまざまな議論がありまして、実は当番医制、いわゆる自分のところの診療所を使って当番医をさせてくれという医師会の御意見もありましたし、市民の利便性を考えて、やはり同じところでお医者さん等が出向いて行って診療行為をするというほうがいいのではないかというようなさまざまな議論の中で、医師会と御協議をして現状に至っているところでございます。

お尋ねのあった新しい病院に、そういった休日診療所の機能を設けたほうがいいのではないかというような委員からの御質問でありますけれども、このあたりは、実は医師会等とも協議をする中で、冒頭申し上げましたとおり、当番医制のほうがええという御意見もある中で、現状の中で進めておりますことか

ら、先ほど病院局の管理部長から御答弁をしたとおり、現状のその基本計画、基本設計の中では、その機能については新しい病院の中には入れていないと。

いずれにいたしましても、今後、医師会との協議が進む中で、例えば新しい病院のほうに行ってもええよというようなことになれば、別な形で、休日診療所は、休日診療所という設備的には別物を用意しなければならないことはおそらく委員も御存じのとおりだと思いますが、別物を用意せにゃいけないので、そこについては改めてそういった協議が整えば変更というか、基本計画を変えていくというようなことにすることになるというふうに思っております。

#### ○土橋委員

例えば、休日に患者が行く。レントゲンだとか、これだったらこの医療機器を使うて、ちょっと調べたほうがええですよとかいうふうなときには、どうしやるのですか。

#### ○森重副市長

少しその言葉が足りなかったかわかりませんが、休日診療所として開設をするに当たっては、今委員から新しい病院に、また、極端な話、今の光病院のほうに休日診療所が持っていけるか持っていけないかという話になれば、持っていけると思います。ただし、施設は別物を用意しなければなりませんから、機能的には同じところに同じ機能、一時的にはですよ、一時的には必要になってくるだろうと思います。

現状の光市の休日診療所の医療機器を少し御説明しますと、レントゲンの機械は昨年度更新をさせていただきました。あと、血液検査等々の簡易な検査機器もあります。これが、じゃあ光病院に行ったからといってなくなるのかといえば、なくなりません。実はなくなりませんので、例えば、休日診療所にはない、御自分が休日診療所に受診をされて、その医師が、例えばレントゲンだけでは判断がつかないというようなことになれば、例えば最寄りの総合病院で、CTやMRIは次の2次の医療機関で受診をしていただくというようなことに現状なっております。

#### ○土橋委員

今、地元医師会のお話出ましたけども、その辺も論議をする場とのはいろいろあると思うので、皆さんの意見も聞いておいていただきたいというふうに思います。

それと、開放型病床の分ですが、一般質問やりましたけども、ちょっと余りよく理解が私できなかったもので、開放型の分については、これ医師確保って

う立場も含めての言いよるのですけども、今でも医師会との話は進めよるわけですか。今どういような、医師会との話はどういところまで話が進んでいるのですか。

○田村病院局管理部長

医師会といいますか、医師会長さんのほうにはいろいろと新しい新病院の基本設計に関して、ちょっと若干かかわりを持っていただいたという経緯がございます。具体的な中身、例えば先般の一般質問におきまして、4階建てであるとか、こういうものであるという具体的なところまでは、まだお話ししておりません。

それと、開放型につきましても、じゃあ具体的にどうい体制でやるとか、どうでしよかってい話を、まだそこまでは至っておりません。まず基本設計を上げて、ある程度の形を整えて、基本設計等がある程度固まりましたら、そういうお話も会長さんのほうには持っていきたいというふうには考えております。

○土橋委員

いやいや、そういう方法もあるのでしよけども、私が聞きたいのは、別に新築を待たずにでも、そういうい話というのはい進められるのではないかと思ふのですが、その辺は何か問題はあるわけですか。新築しなきゃ進められないという問題なのですか。それとも、今でも進められるのではなからうかと思ふのですが、その辺を聞いてみたいのです。

○田村病院局管理部長

これも基本計画の中に開放型の病床の検討ということで、先ほど申しましたように入れさしていただいております。やはり、病院局として考えておりますのは、ある程度のそういう基本設計なり概要と申しますか、青写真的なものができた上で、どうい形でできるであらうか。

これはまた、でき上がるのはまた3年ぐらいに先になりますけれども、そういうものを一つ一つまず院内でも詰めなきゃいけないし、また医師会との詰めというの必要になつてこようかとは思っております。

○土橋委員

そうすると、やめるという選択肢もあるのだつていことですか。

○田村病院局管理部長

選択肢としてあるかないかと言われると、その可能性もあるというふうなお答えしかできませんけども、ただ、これはまだ具体的に医師会さんのほうにも、お話をまだ具体的にどういう形でというのを持っておりませんので、今そこで御答弁するのはなかなか難しいというふうに、相手方がございますので、という考えでございます。

#### ○土橋委員

だから、新築を、設計が済まなければというようなものじゃないと私は思うので、今からでも新しくなるのを待つのがなしに、今からでもそういう開放型のやつは取り組めるのではなかろうかと。もしそれができないっていうことになる、そのできないというのに何か障害があるのですか。

#### ○田村病院局管理部長

まず、基本設計ができ上がってからというのは、病床が2階から4階まで病床にすると。ある程度の病床は院内では固まっておりますけども、じゃあどこの病床を、仮にやるとしたときに使っていただくかっていうまだ具体的なそこまでは行っておりません。というのが、まだ病床も今検討中ございまして、実際どの階に個室が何床、4人部屋が何床、そういったものも全て今作っている最中でございます。

やはりそういったものができ上がった中で、じゃあここの病床を開放型として考えようとか、それは当然院内で決めることにまずなろうかと思っておりますけども、それと一方では、先ほど申したように、医師会のほうでお話を持って、具体的にじゃあまずできるかできないかも含めて、具体的な検討に入っていくということになろうかと思っております。

#### ○土橋委員

そうするとあれですか。開放型というのは、例えばわかりやすい話、1号室から6号室までが開放型なのですよというように、そのスペースを決めるわけですか。

#### ○田村病院局管理部長

濟いませぬ、言葉足らずで。それも含めまして、まだ院内で具体的にどういう体制、形でやっていくかっていうのが取り決めてない状況でありますので、まずその辺も含めて決めていく必要がある。

ただ、そのためには、ある程度の病室の配置であったり、4人個室、先ほど言ったようなそういう室の設定というか、そういうものができ上がってこない

と、なかなか難しいっていうことも考えておまして、ですから、ある程度基本設計ができ上がった後というふうには考えております。

○土橋委員

今は、病床稼働率は何%です。

○田村病院局管理部長

70%を切っております。

○土橋委員

だから、ベッドは余っているのです。余っているのに、それに、例えば、内科なら内科病棟のところ開放型ちゅうのが、開放型っていう、どういう形にするのか私わかりませんが、診療所と診療所の先生が、自分の患者がおる場合、当然光総合病院に紹介をする。そして、その紹介をされると、光市民病院はそれを受けると。受けたらどうなるのです。民間診療所の先生との患者との関係、それと光総合病院との関係はどうふうになるのです。私が考えているのと違うのかな。

○守田病院局事業管理者

最近の医師会の開放病棟については余り詳しくありませんのですが、今まで経験した、経験したといいますか、今までの知識でいいますと、介護の先生や、開放型にもオープンとクローズドというのがあります。そして、まず普通の場合は、診療所の先生が光総合病院に、これは入院の患者が入院の必要があるから見てくれと。そうすると、光市立病院のその先生が診て、入院の資格があると入院さすと。そこで、開業医との先生の間には縁が切れると、患者さんと。で、光総合病院の医者が診ると。そして、今度は退院したら、それこそまた、その紹介を受けたところに返すというのが、今一般的に行われている総合なのですが、開放型ってなると、入院を開業医の先生が光総合病院の、我々が開放型の病棟に入院さしてくれるという患者になると思うのです。

そうするといろいろ問題がございまして、その後、誰が診るのかということ、誰が診るのか、あるいは回診を誰がするのか。夜急変したときには、誰がどうするのかといういろいろな細かいことがございまして、それがクローズドの場合は、例を挙げれば、岩国の医師会病院みたいに、もう何があってもその病院が診る。今度反対に、徳山の医師会病院なんかは、あれオープンじゃから、そこにはもう、そこにおる先生はどういうかわりがあるかもしれませんけど、ほとんどが、紹介した先生が回診とかに指示持たされるわけなのです。

熱があったらどうしてくれ、何があったらどうしてくれというのは、紹介をされた先生方がされると。

それでいろいろ、今まで日本全国いろいろありますけど、なかなかうまくいかないというのが現状なのですけど、割り切って、割り切ることもございますし、ちょっと質問には的確な返事じゃないかもわかりませんが、どうするかというふうになりますと、その先生と縁を切るのか、あるいはその先生が、また往診とか来られるのかちゅうことになると、急変したときには誰が診るのかと。光の病院なら病院の先生は、俺が入院させたわけじゃないから知らないよという先生もおられるでしょうし、その責任の所在というのがどっちなのかというので、なかなか難しい面もあるようでございます。

#### ○土橋委員

そうだろうと思いますよ。でも、日本全国で開放型病床みたいなものを確立した病院というのはあるでしょ。

#### ○守田病院局事業管理者

開放型とクローズドと、ただ僕が理解しているだけだと、どういうのかは、はっきりはしませんけど、光の近くで言えば、今申しました岩国はもう、岩国は、医師会病院っていうのは医師会の邪魔をしたらいけないから、外来はとらないわけなのです。入院した患者さんだけを受ける。外来をとったら、開業医さんの邪魔をするわけですから。外来は診ないと、入院患者さんだけ診ると。そのかわり、入院さしたら、もう医師会の先生の開業医の先生と関係ない。そのかわり、帰るときには必ず返すというわけなのです。

しかし、徳山なんかというのは、あれは多分、主治医というのは開業医の先生なのです。開業医の先生が入院さしてくれと。その患者の手術がある場合というのも、結構開業医の先生と一緒に手術したりするわけなのです。ほとんどの指示は開業医の先生がされて、一日に往診も来られます、開業医の先生が。だから、そのところが後のフォローをどっちがメインになってするかというのが違うのですけど。

#### ○土橋委員

いやいや、だから、開放型の設置をすることを検討すると言いよるのだから、今から検討すりゃいいじゃないかと言いよるのに、話を聞くと、新築するのにコンサルありきみたいな、何かそういうふうにしかなんていないっていうのはどうということなんじゃろうか。やる気はないのに、格好いいから、名前だけつけてみようみたいな感じに映るのですが。やる気がないなら、やる気がないって

言ってくれたほうが、わかりよいのじゃけど。

だから、検討するのなら今からでもいいじゃないかねって言っている、3年も何年も待たんでも。どうも一般質問でも言うたが、病院がいろいろ言うのじゃけど、本気度みたいなのが。本気でやる気かよと、このところがいつも気になるのです。だから言いよるのです。

○委員長

答えお聞きしよるか。土橋委員、答え聞きましょうか。

○土橋委員

質問しているのだから、答えはもらわないといけん。

○委員長

いやもう、それ以上続かんように思うたから。

○田村病院局管理部長

濟いませぬ。私の顔見られて、本気度がないというふうに感じられたのだらうと思えますけれども、先ほど申し上げました、本当申しわけありません。繰り返しになりますけれども、一応基本設計がある程度でき上がった段階で、会長さんのほうには御説明に上がろうと思っておりますし、そうした中で開放型の話につきましても、当然その前に院内である程度の考え方をまとめまして協議をさしていただくっていうことになろうかと思っております。

○土橋委員

極めて消極的だというのはわかった。

それと、医師の確保の問題、いろいろ一般質問でも言いましたけれども、管理部長や事務部長は医師確保にはどのようなかわり合いを持っているのですか。

○田村病院局管理部長

どうしても大学の関連病院ということがございますので、大学の医局、それぞれの該当の医局へ出向くというような形でございます。

○土橋委員

そら、わかる。一般質問でも言うたように、山大のほうは、それはもうそれなりに、管理者も院長も病院長も行っていると思う。しかしながら、それは限界があると、医師の確保については。山口県の病院は皆、山大に詣でするわけ



じゃから。だから、それ以外のところで、ほんならやっぱり探すちゅう気はないわけ。

#### ○守田病院局事業管理者

土橋委員のお考え、もっともと思うのですが、この間からいろいろ、この間の一般質問でいろいろ言われて、その前から僕も少し考えてみたのですが、昔の話になりますけど、北海道に、北海道は広いところで、北海道大学と当時は札幌医科大学の2つしかなくて、非常に医師に困りまして、北海道庁の中に医師対策本部というのがございました。そして、僕は何かの拍子で、大学をやめるのではないかといううわさがたったのかどうか知りませんが、北海道の北海道庁を通じて、阿寒町立病院の院長先生から電話がかかってきたことがあるのです。昭和50年に。どうかこうかという話になって、結局阿寒町立病院のパンフレットをいろいろ送ってきました。

そういうのを思い出しまして、この間からいろいろ考えまして、病院局もありますし、建設室もあるから、優秀な再任用の方もいらっしゃるし、これからも出るかもわからんから、きょうも話したのですが、あそこに今度は医師獲得対策本部というのを設けてから、もう外で頑張ってもらおうかなという話をしておるのですが、そんなのも考えてはおりますから、それはなかなかいい方法じゃないかと思って。両方、北海道の阿寒町立病院の院長からかかってきますし、町長さんからかかってきたことあるのです。

だから、そういうふうに本当に足らなかつたら、本気度を出せば少しはどうかというのがありまして、私もちょうどその北海道大学で外科学会がありましたから、そのときに行って、会いに行きましたのですが、そういうほうも努力もする必要があるのだなというふうに考えております。

#### ○土橋委員

私が聞きたかったのはそういうことなのです。だから、寄ってたかってやらないと、管理者や院長だけがあそこへ行ったって、ほかをやれって言ったって、それは現実問題として、例えば大和の、きょうも大和が来ていますけども、私が聞く範囲においては、大学病院行くんが精いっぱいだと思います。

今現実には、自分の診療科を持って、さらには療養病床も駆けずり回っているわけでしょう。それを、院長、病院長、お前らの責任じゃけってというような、それ以上は言えんですよ。そうなってくると、今管理者言われるように、そういった体制をやっぱりきちっとつくるってことのほうが、これは正解だと思う。そのところに大いに期待をしておきたいと思います。

ちょっと私、気になる話を聞いたのでちょっと聞いてみるのですが、そうは

言っても、病院というのは宿直があるじゃないですか。夜勤が。これは今、例えば光の場合は、1人やめられるちゅうことになると、15人になるわけですね。ほんで、大和は10人ですか。どういうシステムになつとるのですか。それをちよつと教えてもらいたいなと思って。

たくさんいれば、番が回ってくるのが遅くなる。だけども、少ないとしょつちゅう番が回ってくると。光、大和は、実際にはどういうふうなローテーションでやっておられるのか、ちよつと教えていただきたい。

○田村光総合病院業務課長

光総合病院の医師の日当直ですが、今12名の先生で、順番で組んでおられます。日曜日、土曜日でしたら、日直と当直、祝日も日直と当直がございます。平日でしたら、夜間の当直がございます。当直されまして、次の日が平日でございましたら、次の日通常の勤務をされます。

○小田大和総合病院業務課長

現在、大和総合病院のほうは、医師が8名で当直、土日の日直のほうを行っております。大学のほうからも医師のほうの派遣をしてもらっておりますので、土日とか平日とかも応援に入っている状況です。

○土橋委員

早い話が、1人頭、大和は1週間、1カ月、何回ぐらいの番が回ってくるのかっていうのを聞きたいのです。光も。

○田村光総合病院業務課長

平成26年度の実績でございますが、日直を1回、当直を1回として年間をカウントしまして、平均が1人、月に3.18回でした。

○小田大和総合病院業務課長

濟いませぬ。正確な数字はちよつときょう持っておりませぬけれども、大体一月で3回から4回の当直、日直のほうを合わせて3回から4回を行っております。

○土橋委員

そうすると、わしなんかで言や、1週間に一遍ぐらいと。よくそういうのが問題になるのじゃけども、ドクターにしてみれば大体どのぐらいなら許容範囲なのですか。

○守田病院局事業管理者

そらちょっと難しい、人によってもあるでしょうけど、三、四回という、私自身から考えれば、三、四回という回数は決して多くはないと思うのです。その中身なのですよ、今は。

もう自分の話になって済みませんが、私は若いとき、正月は12月の28日から1月の2日まで光総合病院でずっと当直していました。何ちゅうことなかったです。当時は臨機の処置をしていたのです。「臨機の処置」っていいですが、熱が出たら熱冷ましを打つ、痛いのが来たら「痛み止め」を打つ。今は適当な処置を求めるわけなのです、患者さんは。臨機の処置でなしに、熱が出たら熱さまし打つね、じゃあ何で熱が出るのかってこういう。こうこう、いや、そりゃ、こんなおかしいじゃないかちゅうので、そういうのがありますから、誰も1日もしたくないというのが現状なのです。

だから、3日が多いか少ないかといえば別なのですが、そうすると、1日もしたくないっていうのは本音で、光とか大和で言えばですよ。しかし、大きなところになると、1人でなしに4人ぐらいおるわけなのです。そうすると、だんだん絞られて、自分の専門のところを診ればいいような感じになりますから、やりやすいのです、回数の同じ。

例を挙げれば、徳山中央病院で1カ月に3回あるのと、光総合病院で1カ月に3回あるのはもう全然違うのです、ストレスが。少なくとも内科と外科の医者が、徳山中央病院、周東病院、ああいうところは絶対おるのです。内科系、外科系がおりますし、内科系がおっても、きっと1人か2人は、遅くまでおる医者が、若いのがおります。

そうすると、だんだん範囲が狭まってくるから、適当な処置をするのに自信を持って適当な処置ができるのですが、光でいえば、眼科の先生など、目だけしか診ん先生がいろんなどこの来ても、僕はここに光の院長やる頃に眼科の先生にもうやめって言うて、若い医者に、外科の医者にお前しろと言うたことがありますけど、かわってしろと言うたことがありますけど、物すごいストレスなのです。

月に3回、少ないと思われるけど、話を聞くと、当直をしたら、もう次の当直のことがいつも気になつとるっていうような状況なのです。だから、これはもう解消の回数だというのは解消できんと思います。患者さんの要求が違うのです。

○土橋委員

そうするとあれですか。そういう10人だとかというような、3回から4回あ

るようで、しかも1人が受け持つつというような病院には行きたがらないと。

○守田病院局事業管理者

当直をしたがらないですね。

○土橋委員

そういう光総合だとか大和だとかっていう、お前、徳中とこっち、どっちがいいかって言ったら、もう勝負ははっきりするわけですよ。

○守田病院局事業管理者

そういうことでもないんですけど。（「どうせいちゅうのですか、ほんなら」と呼ぶ者あり）

そら、難しいのです。結構外科とか、外科の医者っていうのは、そうストレスはかからんのです。大体診れるものですから。内科の先生にしても。でもやはり、整形外科とか泌尿器とか婦人科とかああいうところの先生は、医者立場から言えばストレスはかかると思います。

○土橋委員

次に行きますけども、これも確認ですけど、大和は今後、整形は水曜日だけというふうにもう決めるのですか。それとも、解決策に向かって何かあるのですか。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

当面1月以降は1人、水曜日だけの体制でいきたいと思いますが、それ以降についてはまだ、光総合の状況もありますし、未定となっております。

○土橋委員

未定じゃけども、思惑みたいなのがあるのですか。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

これから光総合ともいろんな話をしていかなければなりませんけども、今の状態では非常に厳しいと思います。

○土橋委員

今尋ねたら、そういうときは大和の事務部長が答えるわけですか。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

今、大和での御質問と私は思いましたので、私が答えました。

○土橋委員

そうなのですよ。わからないのは、議会の場に出席をされるのは管理部長なのです。だから、さっき尋ねたのです。医師の確保についての、管理部長はどのような役割を持っているのかと。もちろん事務部長もですが、その辺が何かのときには大和であったり、ほんで、あんまり積極的でないようなのは管理部長が答えたり、わからんのです。

だから、両院長が責任を持つよというのはそらわからんでもないけれども、そらさっき言ったように無理だと、これ以上は無理だと、こんなものお前、やれって言うたら、ほら大ごとになりますよ。だから、そのほかでは管理者やったにしても、管理者1人動いても、そうすると管理部長や事務部長なんかはどのような役割を果たすのかと私は聞いている。

ただ、管理者がさっき言われたようなトータル的にとにかくやらないといけないというような体制をつくらないかんということでしたので、あんまりは言いませんけども、どうも大変でしょうけども、そら部長連中も、自分も医師確保の大きな一因なのだ、責任を持っているのだということだけはやってもらわないと困ると。

それと、次に行きます。私もあれを見て、私の書いたのを見てちょっとびっくりしたのですけども、市長の公約があっても、診療体制を変えるのは、市長には事後報告でいいのだということなのですが、言い過ぎかもわからんが、市長は何の権限もないのですか。何の責任も持たなくてもいいちゅうことになるのですよ。市長に対しても無礼じゃないかと思うし、いやそんなことはないよと、うちは全適なんじゃからちゃんとやるよと言うのなら、市長が公約をするか、しないかというのは、ちょっと市長、そら困りますというのを前もってやらないと、議会混乱しますよ。そうでしょ。議会混乱しますよ。どう考えていけばいいのでしょうか。

○田村病院局管理部長

市長の公約というのは、今委員さん言われるのは、一次医療を守るという公約の件だろうと思います。

確かにこのたびの件で、整形外科の月曜日の休止というような形になったということですがけれども、整形外科そのものが廃止になったというふうには捉えてなかったという面は私の中にありまして、ただ、少なくとも2日が1日になったということは、患者さんにとってはそれだけの選択肢が狭まるわけですか

ら、そういった意味では大変な御迷惑っていうか、そういうものをおかけするような形になりますけれども、そうしたら……。(「ちょっと待って。発言中、ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり) そういうような状況です。済いません。

○森重副市長

市長が大和地域の一次医療を維持するのだというその重要な方針を掲げられて今日に至っているわけでありますが、病院局としても、病院事業管理者または大和の病院長、光の病院長、それぞれ職員一体となって、さまざまな方策を講じた上でこういうことになったわけでありますことから、これで終わりじゃないのです、要は。

病院局としても引き続いていろんな方法を講じて、市長の公約の実現に向けてこれからもやっついこうという姿勢があるわけですから、このあたりは御理解いただきたいというふうに思っております。

○土橋委員

そういうことを聞いているのではないのです。事後承諾でいいのだというのはどういうことなのか聞いて聞いているのです。

○森重副市長

結果として事後承諾ではありますが、それまでの間にさまざまな手法を講じてきて、結果としてそうなったということでありますので、改めて御理解いただきたいと思えます。

○土橋委員

いやいや、そりゃ了解できないのは、組織ですから。組織の私はルールを言ひよるだけの話なのです。変わるのなら変わるように、いや、こうこうで、ああでこうでと、いうのをちゃんと言って変えると。一般質問では言いませんでしたけども、最初は、市長知らなかったやないですか。余り言わんけども、そんなこと、だから、こっちが戸惑うから。今後そういうことがないようにしますって言や、それだけの話なのに、何でぐじぐじ言うわけ。わしゃ全適だから関係ないのだからっていうのだったらいいよ。今度気をつけてください。それでいいでしょ。

それと、これはちょっと関係ないのかもわからんが、サービス残業っていうのは、病院はあるのですか。聞いたことがあるのですが。

○都野光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼管理部光総合病院建設室長  
基本的には、残業は管理職の指示のもとに行いますので、サービス残業というのではないというふうに考えております。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長  
大和総合病院も一緒です。サービス残業はないものと思っております。

○土橋委員  
なければ結構です。私もこの辺は確認をしたわけじゃないので、サービス残業なんていうのは、人が足りているってことですね。

○都野光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼管理部光総合病院建設室長  
良好な医療環境が提供できるように、人員の確保には十分努めて足りているという状況でございます。

○土橋委員  
大和も、ですか。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長  
はい。同様です。

○土橋委員  
足りているちゅうことですね。わかりました。  
以上で終わります。

○加賀美委員  
今の話の中で、ちょっと理解できない点があったので教えていただきたいのですが、いわゆる公立病院の院内開放をする場合、先ほどの医師会などについては、市中の診療所から行って、そして設備を使って、先生も一緒になって手術をするっていうのは、それはわかるのですが、公立病院でそういうことができるのかどうか。

そして、そういう場合、公立病院の、例えば、診療所がそういう院内開放をした場合には設備を使えるのかどうか。さらには、その費用請求をどういうふうな形でやっているのか。その辺でわかる範囲で、その院内開放についてのやり方について教えていただきたいと思っております。

○田村病院局管理部長

基本的には、公立病院だからできる、できないではなくて、あくまでも医療法であったりそういう施設基準であったり、そういうものに基づいて、医業といますか、医療は行われておりますので、公立、民間の病院というそういうものはございません。あくまでも診療報酬に基づいてそういうものができると、あるいは施設基準に基づいてできるということでございます。

それと、今もう1点、どちらが請求するか、この辺の問題、申しわけございません。これも含めまして、やはり詰めていくような問題になろうかと思っております。医師会、御相談をするときに、そういった問題もあろうと思っております。

○加賀美委員

いや、これからの問題やなくて、今一般的に行われているそういう院内開放についてはどうなのかと、そこを聞きたかっただけです。

○田村病院局管理部長

申しわけございません。現状今診療報酬そのものやっておりませんので、私には具体的な診療報酬がどういう形かというのはわかっておりません。済いません。

○加賀美委員

わかりました。

以上で結構です。

○木村（則）委員

それでは、新築工事に関しましては、このたびの本会議の中でも一定の御回答もありましたので、ある程度の理解もしておるわけなのですが、何点か、一、二点ちょっとお尋ねしたいと思います。

これ、一つはまず確認なのですが、先ほども回答の中で、まだ病床の部屋割りなんかも、まだ具体的に確定もしていないというような状況を伺いましたけれども、基本設計、本年度中に完成する基本設計というのが、やっぱり今後長い使用に対しての肝心かなめなので、本当に納得いく形で完成していただきたいと思うわけですが、今ドクターとスタッフと、あるいは患者さんの立場と、それぞれあろうかと思えますけど、ちょっとその基本設計完成に向けての今スタッフの構成というのはどういうことになっているのか、もう一度教えていただけますか。



○都野光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼管理部光総合病院建設室長

基本設計をつくり上げていく中での病院の体制でございますが、一番トップにトップ会議というのがございまして、それは病院事業管理者、それから病院長、看護部長、事務部長で構成をしております。

その下に幹部会議というのがございまして、幹部会議には病院事業管理者と病院局管理部長は入っておりませんが、病院長をトップに、看護部長、事務部長、それから医局長等で構成した幹部会議というのがございます。

その下にプロジェクトチーム会議というのがございまして、病棟部門、外来部門と大きく分けたプロジェクトチームの構成がございまして。

その下に今度、部門会議というのがございまして、これは、内科外来であれば循環器、消化器、内分泌器、それから外科系であれば外科整形、泌尿器各部門、それから手術部門、放射線部門、臨床検査部門。

部門のほうは、たしか28部門に分かれておりまして、病院の中で今回の議会で御回答をさしていただきました1階に外来と放射線と、2階が手術、それから病棟、それから管理部門、それから3階が病棟、4階が病棟と一部管理部門というような大きな区分けはプロジェクトチーム会議を経てトップ会議まで行って決めて、現在は、その大きな区分けの中の小さい部屋割りを各部門、28部門の中で決めておりまして、ほぼ12月の終わりぐらいにはそれが全部決まっていってという体制で、今病院の中の体制はこうなっております。

○木村（則）委員

わかりました。大きい視点ときめの細かい現場で実際に働かれている方の意見というのがフィードバックはされているというふうにとちょっと今理解はいたしました。

それと、今後その実施設計、次年度に向けての実実施設計に当たっても今回御説明がありましたけれども、どうも今後の施工費のことを勘案すると、あるいは工期のことも含めると、実施設計と施工が同一の業者になるのではないかなと、これは個人的に考えてはいるところなのですけれども、そうした場合に、これまで設計と施工が別の場合は、施工に関しての工事費の精査っていうのは設計士が行うというのが一般的なわけですけれども、同一の場合は、工事費の精査は誰が行うのかと。あるいは、これ民間であれば、減額に対しての交渉も行われるわけですけれども、そういったものも誰が行うっていうことになるのでしょうか。

○都野光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼管理部光総合病院建設室長

工事費の精査につきましては、一般質問で少し出ました工法でE C Iという工法であれば、実施設計の段階から施工予定業者を決めて実施設計を進めますので、その中でV E提案、要は工事のできあがりの質を落とさずに工事価格を落とすようないろんな提案をしていく中で、発注者が設計した額よりもどれだけ落ちるかというのをまずそこでやって、工事価格の減額を図っていくということになり、またそういうことをやることによって、途中の変更設計とか手戻りとかが少なくなるということでございまして、委員さんの言われるのは、工事に入ったときの工事監理のことも言われているのではないかと思うのですが、工事監理については、確かに基本設計をやる業者が実施設計をやって、それから施工予定者と一緒に実施設計をやっていくわけですけど、基本的には設計者と施工者は分離発注になりますので、設計者が工事監理を行っても一応設計・施工は分離なので、デザインビルドのように設計と施工が一体というわけではありませんので、確かに言われるような工事監理についての課題というのはございますけれど、実施設計者が施工管理もできるものというふうには考えております。

○木村（則）委員

わかりました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○磯部委員

もう簡単に確認だけさせていただきます。

今ちょうど頑張っているいろいろ基本設計、12月末にはそのあたりのことがわかるということで、頑張っていたきたいという思いがあるのですが、医師だけではなくて、やはり医師、看護師、コメディカル、医療従事者のライセンスを持った方っていうのは、病院づくりのために一生懸命大変な仕事、オーバーワークしたとしても、チームで一生懸命それを乗り越えようっていうその意思はあると思うのです。

大和が一生懸命、療養病床頑張ってやっていこうって言ったときと同じように、やはり環境っていうのですか、働く環境の場っていうのは、やはり非常に大切であると思っているのですけれども、そのあたり、やはり労働環境をきちんと皆さんが助け合いながらやるということで、疲弊して辞めたり、例えば看護部でも、1人やめたら看護基準が下がるとか、ぎりぎりのところで今やられていると思うのです。医師にしてもそうだと思います。

その中の、やはり取り組みの中で、どのような努力を、どのような病院づく

りをするためにどういうふうにとらえてらっしゃるのか。今々のことだけではなくて、今後の課題として、そのあたりはどういうふうに進めてらっしゃるのか、1点お聞きしておきたいというふうに思いました。

○都野光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼管理部光総合病院建設室長

ただいまの磯部委員さんの御質問は、新病院建設に向けて、労働環境というか、そういうことも含めてということの答えでよろしいですか。

先ほども御説明しましたように、各層の会議体の中に、医師それからコメディカル、事務、そういうのが入って、基本設計業者と何回も協議を重ねながら基本設計を進める中で、現在の光総合病院は約延べ床面積が1万1,000m<sup>2</sup>程度なのですが、新しい病院につきましては、管理部長が答弁したとおり約1万6,800m<sup>2</sup>で、五、六千m<sup>2</sup>の増となっておりますが、この中で当然のことながら、病院を利用される来院者の方、入院患者の方、そして病院で働く医師、それからコメディカル等含めて職員が、快適に病院で治療を受けて働けるという環境を整えるために、当初は基本設計業者が提示した設計案をもとに、やはりそれぞれの患者さんの動線、職員の動線、そういうものを全て聞き入れながら、設計者のほうが設計のやり直しをたびたび行い、なおかつ、やはり今経費も相当かかりますことから、供用の部分なんかは、極力削れるものは削りつつということで、ハード的には、皆さんの知恵を結集して、それを基本設計業者が酌み取って設計をしているという状況で、新しい病院に向けて一致団結して頑張っており、そういうところで働けるというモチベーションがあって、そのハードだけでなく、いろんな医療システム、そういうことも今からやっていかないといけないのですが、そういうことも含めて職員のモチベーションも上がりながら進めているというような状況でございます。

○磯部委員

わかりました。そのあたりのことは、もう期待をしておきたいと思えます。

もう1点、今さっきから医師の確保等々、いろんなところで、これから専門部署もつくって頑張っていきたいというようなお答えもありましたけれども、全国的な、事務部門にしても医師のその学会とか、専門の学会のみならず、全国組織のいろんな学会があると思うのです。そういうのはやはりネットワークをつくるのに大切などころだと思うのですけれども、いろんな部門のトップが、経費の節約というふうなこともあるのかもしれませんが、やはりそこは重要なネットワークの学会となるようなところには、いろんな部署のトップの方が積極的にいけるような、そういう環境は大切なんじゃないかと思うのですけれども、今々どのように考えてらっしゃいますか。今、どのような状況ですか。

○都野光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼管理部光総合病院建設室長

医師確保という観点とはまた違うのですが、要は、その医療職の技術力のアップのために、学会等につきましては、各医局の先生方、年間、宿泊を伴うものであれば2回、それから伴わない研修とか学会であれば1回というようなことで、ある程度の規定を設けて技術力のアップをしてもらっているような状況でございます。

そういうところに参加していただいた結果、また先ほど言われました医師確保につながる情報であるとかというのも入ってくるのではないかというふうに考えています。

○磯部委員

医師だけではなくて、やはり事務部も全国的なそういう組織の学会とかあると思います。事務部長さんも管理部長さんもやはり積極的にそういう、全国的なそういうもので人脈を広げていきながら、事務部だけではないのですけれども、やっぱりトップの、そのライセンス持った方たちのそのネットワークっていうものがある人材を集める、やはりそれは積み重ねだと思いますので、そういうところにはぜひ積極的な、外の会議には出ていただきたいというのを強くお願いを申し上げておきますので、お願いいたします。

## 2. 水道局関係分

### (1) その他（所管事務調査）

#### 質 疑

##### ○土橋委員

始めます。

給水区域外っていうのがありますが、何で給水区域外というのをつくるのでしょうか。つくってあるのでしょうか。

##### ○田中水道局次長兼工務課長

まず、判断基準の一つとしては清山配水池から自然流下で対応が可能な地域を給水区域とすることが考えられます。ただし、高台、井戸枯れとかそういう問題が発生する地域におきましては、ポンプアップで給水するというので、その地域を給水区域とすることもあります。

##### ○土橋委員

そうすると、一番高いところで何mぐらいですか。

##### ○田中水道局次長兼工務課長

今の現在の清山配水池のハイウオーターレベルは、海拔でいいますと69mでございます。ですから、大体现行の標高でいいますと、海拔約40mラインが自然硫化で給水が可能な区域とみなしております。

##### ○土橋委員

60mなのに（「9」と呼ぶ者あり）40mちゅうっていう専門的なことがよくわからんのですが。

##### ○田中水道局次長兼工務課長

海拔69m、ハイウオーターレベルというのは、海拔69mの高さに清山配水池のタンクの中に水があるということです。そうすると、それから各地域に配水管をおろして、自然流下で上がれるところが、損失摩擦水頭とかが出ますので、等高線でいいますと、40mレベルが、安定給水の地域ということがございます。

##### ○土橋委員

そうすつと、考え方としては、40mのところであるならば、給水区域に入る

という認識でいいですか。

○田中水道局次長兼工務課長

はい。40mラインであれば、配水管延長など別に考慮する要素はありますが、おおむね給水区域にすることはできますが、特殊的な地域におきましては、どれだけ費用がかかるかという問題も当然ございます。それは局の中で協議を回って、採算性も含め検討する必要があります。

新たに給水区域に入れるには、莫大なお金がかかります。コンサルに委託するのに何千万という委託料もかかりますし、その地域を給水区域に入れるか入れないかは、費用対効果の問題も考えないといけないというふうに思っています。

○土橋委員

言われることはよく理解できるのですが、さっき言われた錢がかかるからやらないというのと、そうは言っても、公営企業といえども義務というのはあるのではないかと。その義務が優先なのか、費用対効果が優先になるのかというようなことになると思うのですけども、義務より費用対効果が優先というふうに考えるのですか。

○福島水道局長

公営企業は基本的に受益者負担でございます。かかった費用はお客様からいただくというのが原則です。このたびの今年度の予算を見ていただきましても、現金収入の95%が水道料金でございます。残りの5%は加入金等でございますが、ほとんどが水道料金で賄っております。

公営企業法というのは非常に複雑な法律でありまして、片や経済性、片や公共の福祉という、相反する規定があるわけです。ですから、お客さんに負担にならないような形で給水エリアを規定しており、厚労省に届けを出して認可をいただいて、その中で給水しております。

例えば、ある一部のところでは水道引くのに何百万とかかる地域もあります。また、下水と水道を見てみますと、水道は本管を入れて引くのは住民の意思です。下水は入り口まで持って行って3年以内に引きなさいと、つなぎなさいという義務はありますが、水道は住民の意思です。ですから、給水エリアでも、本管入れても引かない人もおりますし、引く人もおります。要するに、経済性というのはそういう部分できちっと見ていかなければなりませんし、例えば、井戸枯れがあるからすぐ引くということではないと思います。

ただ、水質に問題があれば、それはもう健康障害が起こりますので、早急な

対応をしなければならないということも考えられます。要するにケースバイケースの中でやりながら、例えば1件水道を引くのに500万円かかるという、それはほかのお客さんが全部負担するわけですので、なかなかそういう部分については、例えば40m以下のところでも給水エリアに入れないところもありますし、入れても水道を引かないということもあります。

そういうことで、局の判断の中で、要するに公共の福祉と企業性をミックスしながら判断していくというのが現状でございます。

#### ○土橋委員

こうなると、行ったり来たりの話になるとは思いますが、住民福祉優先なのか、費用対効果優先なのかというところで、今局長があれこれ言われたので、わかりますけれども、そうは言っても、これも一般論ですよ。一般論としては、やっぱり光市、できることなら100%が給水区域であるというのが基本的には大前提じゃないかと思うのじゃけども、金をのけてですよ。金額をのけて言うならば、住民福祉のためには、給水区域は全域だというのが基本的な考え方じゃないのかなと思うのですが、基本的にはどう思われますか。

#### ○福島水道局長

基本的と言われましても、やはり財政を常に経営を預かる身としては考えなくてはなりません。ですから、水道料金が幾ら高くてもいいんだというのであれば、また話は変わるかもしれませんが、私は、水道料金というのは、お客さんが使っていただいて、生活に一定の負担がかからん料金が理想であると思っていますので、そういう意味では、やみくも全部給水区域にするということはやめたいと思います。

#### ○土橋委員

しかしながら、住民福祉のところ、そりゃそうだとこのをいただきました。かかったわけでありまして、住民福祉ということになると、金はまた別問題なのです、考え方としては。

だから、きょうは副市長さんも出ておられるので、考え方として聞きたいのは、事情が、いろいろなお願いがあって、ここに水道を引いてほしいというような場合、住民福祉の立場から、そら引くべきだねと。しかし、水道局からいわせると、費用対効果の分で、それはいかなものかと思うというような、そういう話にもなると思うのです。その辺では、いわゆる金ですから、一般会計のところでの考え方、そんなもの水道だけ、水道が全部何もかもやれというお考え方なのか、そりゃまあそうだねと、住民福祉の観点からこうあるべきだと

思えば、当然光市としてもやるべきだというふうにお考えか。その辺のところを、ちょっと見解をお伺いしたい。

○森重副市長

非常に難しい判断を求められることだと思います。事案、事案によって、それぞれのケースがあります。土橋委員が今お話のあるように、住民福祉の観点からという立場だけでお答えするとするならば、それは当然、やはり我々の責務として行わなければならないと思っております。

ただ、一方、水道事業管理者が御答弁申し上げたとおり、やはり水道事業というのは公営企業でありますことから、水道事業については事業管理者に委ねているわけですから、そういう観点からの答弁は先ほどさしていただいたと。

光市から、じゃあどうなのだというところでありますが、やはり光市とすれば、水道事業経営の負担にならないよう、やはり一つ一つの案件について、その必要性を検証していかなければならないというふうに思っております。

○土橋委員

大変結構な話を聞かしていただきました。ありがとうございました。

○磯部委員

ちょっと1点だけ、確認だけさせていただきます。

さっき、福島局長さんが、水道を引かれていると、事業を進めてらっしゃいますけれども、市民の皆さんの義務ではないわけですから、何%ぐらいそれを活用されてないのか、ちょっと確認だけさしていただいているいいですか。せっかく投資をしていただいて、光市全体ですよ。全体に、給水のエリアの中で、給水区域の中で工事をしていただいている中で、大ざっぱで結構です。どれぐらい工事を引いていただいているのか。

○田中水道局次長兼工務課長

普及率の問題と思うのですが……。

○委員長

田中次長、待ってください。（発言する者あり）

○田中水道局次長兼工務課長

普及率の問題だと思いますけど、行政区域内で、現在は九十二、三%、給水区域内では九十五、六%、そのぐらいだと思います。



○磯部委員

別に何の意図もないのですけれども、下水道といろいろなところで給水率、そこまで行っているにもかかわらず、なかなか活用していただけないと、そういうところもあるのだなというふうに改めて確認をさせていただきました。

### 3. 福祉保健部関係

#### (1) 付託事件審査

##### ①議案第82号 光市健康づくり推進計画の策定について

説 明：柏木健康増進課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

##### ②議案第72号 平成27年度光市一般会計補正予算（第4号）（福祉保健部所管分）

説 明：杉岡子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

#### ○森戸委員

14ページの未熟児養育医療給付事業なのですが、当初の予算はどのぐらいで、何人ぐらいを見込んでいたのかということと、今回の増加の部分は何人分で、その増加の要因というのは何なのかについて、お知らせいただけたらと思います。

#### ○杉岡子ども家庭課長

未熟児養育医療費の当初予算でございますが、当初予算は190万円を見込んでおります。

当初が20件に対しまして、決算見込みが30件となっております。主な要因でございますが、未熟児養育医療費につきまして、今年度は出生当初から、現在も入院しておられる方が1名ほどいらっしゃいますので、単価的なものもふえた要因の一つになっております。

#### ○森戸委員

昨年が30件で、今回は当初20件と見積もっていて10名の差が当初のとき既に出ていたのですが、本来であればここで、当初でそのぐらい増加分を見込んで計上しておく必要がなかったのか、その辺はいかがですか。

○杉岡子ども家庭課長

未熟児医療につきましては、出生当時にそういった2,000g以下、また特別な病気、黄疸とかそういった特別な症状でございますが、そういった方の把握がしづらいということで、20件で予算要求したところでございます。

○磯部委員

済みません。確認だけさせていただきます。その上のところで、臨時職員賃金、育休の4人の臨時職員なのですが、これ4名分の追加というふうにお聞きしましたけれども、この方は保健師さんですか。何の臨時の方ですか。

○柏木健康増進課長

一般保健事業の210万円につきましては、育児産休・育休と退職2名、全て保健師でございます。

○磯部委員

はい、わかりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第75号 平成27年度光市介護保険特別会計補正予算（第3号）

説 明：中邑高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

○木村（則）委員

それでは、これは次年度のこの予算編成にも幾らかかかる部分かなとも考え

てはいるのですけれども。今回、地方創生の総合戦略が示されたわけですが、その中でも結婚・出産・子育てということにおいては、この福祉保健部というのが果たす役割が大きいと考えるわけですが、

総合戦略に掲げられている主要な事業例といったものは、これまでもあるいは今年度に入ってから、きめの細かいメニューが掲げられていて大変評価するところではあるのですけれども、この総合戦略で幾つか中でも取り上げて、そこを少し伸張強化していこうという中において、次年度どういった取り組みを考えていらっしゃるのかということをお尋ねしてみたいと思います。

#### ○近藤福祉保健部長

具体的な施策を現時点で申し上げるわけにいかないんですが、総合戦略に関しましては福祉保健部では、現在、先行型として子ども医療費の拡充と子ども相談センター「きゅっと」の設置という2つの具体的な事業には取り組んでおります。

今後の子育て支援策の進め方でありまして、総合戦略の一つの側面に財政力を背景とした都市間競争の激化、場合によっては身の丈を超えた施策の展開が期待されるという状況も想定されます。

本市の、「おっぴい都市宣言」というものは、子供たちの健やかな成長に対する市民の思いというものをメインとしてうたっているものでありまして、都市間競争に打ち勝とうとするものではないと考えております。したがって、他の自治体の動向はしっかりと把握してまいりますけれども、やはり、次年度に向けた取り組みとしては、「おっぴい都市宣言」の理念に基づく施策の展開、これを念頭に置いて進めていく考えであります。

#### ○木村（則）委員

はい、わかりました。光市独自の取り組みを着実に積み上げていきたいというようなお答えだったろうと思います。当然、その大きい予算を伴うものというよりはソフト事業が多いのかなというふうに思われますので、ひとつどうぞよろしく願いいたしたいと思います。

#### ○畠堀委員

4点ほどお伺いいたします。

一つは、民生委員と児童委員の支援事業ということで、来年の11月が改選に当たるのですけれども、それに向けての体制については、以前お話しを伺ってと思いますが、それぞれの業務の内容は増加してくる中で、そういったものを把握して活動に見合った協議会への金銭的な支援を行うというようなことが出さ

れておりましたけども、このあたり、具体的にはどのようなことになっているのか教えていただけたらと思います。

○杉本福祉総務課長

民生委員・児童委員の業務に関しましては、主に地域において高齢者等の支援が必要な方に対する見守りや、行政機関へのつなぎ役として活動していただいておりますが、近年、老々介護や児童虐待など、地域での相談が複雑化しています。福祉総務課では毎月、役員会や各地区に民生・児童委員協議会へ職員が出席した際、民生委員・児童委員の方から活動に関する相談等を受けつけています。今後は民生委員・児童委員の皆さんの負担軽減に努めていく必要があると考えています。

○畠堀委員

そういったものを金銭的な支援を行うという形で、今からの検討になるのだろうと思うのですが、その把握した上で、金銭的な形で支援していくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○杉本福祉総務課長

現時点では、そのような支援等の要望がございませんので、今のところは考えてはいません。

○畠堀委員

これについては、先ほど説明がありましたように、明らかに業務というのは増加しているのだと思いますし、負担も大きいと思いますので、しっかりとフォローのほうをお願いしておきたいと思います。

次なのですが、健康増進事業の件ですが、トリプルお得事業ということで、がんの健診の推進について、これまでも取り組んでおられますけども、これについては、昨年度の段階で一度実績評価を行った上で、今年度の取り組みについて協議をしていくというような話がございましたけども、これについての今年度の取り組み状況、それから実績等について、わかる範囲で教えていただけたらと思います。

○柏木健康増進課長

トリプルお得事業でございますが、平成25年から開始しており、今年度で3年目となります。丸2年の実績評価としましては、お得券・1,000円割引券ともに申請者数はふえております。

受診率が向上した健診は、肺・大腸・前立腺がん検診で、いずれも個別検診の受診者が増加しております。受診率で申し上げますと1%から2%程度のアップでございます。胃がん検診の受診率は横ばいです。1,000円割引券申請者の検診種類別の初回受診者割合は、胃がん検診以外は増加しており、初めて検診を受ける人には、検診を受けるきっかけの一つになっているのではないかと考えられます。こうしたことが挙げられます。

そして、現在こうした実績評価を踏まえまして、健康づくり推進計画の具体的な施策を検討する中で、他の事業も含めて整理、検討しているところでございます。

#### ○畠堀委員

トリプルお得事業ということで、それなりに成果は出ているということで御説明を伺いました。その中にもありましたけども、特に、胃がん検診についてはなかなか伸び悩んでいるということで、この部分については非常に受ける側もいろいろと難しいのかと思いますけども、がんの発症率が非常に高い疾病でございますので、このあたりについても、引き続き胃がん検診の浸透に向けての検討をお願いしておきたいと思えます。

続きまして、憩いの家管理事業についてお伺いしたいと思います。

地域の高齢者の憩いの場健康づくり及び生きがいつくりの場ということで、施設の運用がなされているわけですが、大和の憩いの家の運用のあり方の検討を行うために、利用状況の把握と、東部憩いの家の臨時利用の形態の見直しの検討を行うというような方向が出されておったと思いますが、この点についての現況について、どのようになっているのか教えていただけたらと思えます。

#### ○中邑高齢者支援課長

まず、大和憩いの家の利用状況については、詳細について確認できてないところがございましたので、各施設の利用時状況について調査を行いました。結果としては、設置目的に沿った高齢者の交流の場としての利用のほか、地域活動の集いの場としての利用も確認されたところではございます。高齢者の交流・憩いの場として一定の役割を担っておることから、事業継続について必要であると現在考えているところではございます。

次に、東部憩いの家の臨時利用に関してでございますけども、過去の経緯から夜間の団体利用の実態がでございます。こうした開設時間を超えた利用につきましては、新たな団体による夜間利用等については、開館時間の規定に基づき対応しない方向としたところでございます。

○畠堀委員

そうしますと、東部憩いの家についてのほうは、見直しはもう既に終わったということで理解してよろしいのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

現在の、夜間利用につきましては、過去の経緯の中から経過措置として、現在も利用が続いている。ただ、新たな利用については、今後は対応しないというところで、対応していくとしたところでございます。

○畠堀委員

わかりました。その点、周知徹底のほうを、またよろしく願いをしておきたいと思えます。

最後の1点ですけれども、こちらについては病児・病後児保育事業についてなのですが、昨年度まで光市内の医療施設の改築ということもありまして、市外での対応を行っておったわけですが、今年度新たに光市市内の施設のほうで再開されておりますが、そちらの新しい施設の施設整備というものについて、どのような従前と変わっているのかというようなところと、今年度、光市内で再開したわけですが、利用者の利用状況の推移について、お知らせいただけたらと思えます。

○杉岡子ども家庭課長

事業委託をしておりました梅田病院では、平成25年度から26年度にかけてまして病院の老朽化に伴う改築工事が行われました。その間、事業を休止しておったわけですが、平成27年4月、今年度4月からでございますが、事業委託契約を再度交わしまして事業を再開したところでございます。

なお、施設整備につきましては、保育室4室を設けていただき、延べ39.36㎡の病児・病後児保育所が設置してあります。ただ、これ病院本体の改築工事でございますので、病児・病後児保育に係る施設の整備に関する補助金等については、支出をしていないところでございます。

また、現在、27年度の状況でございますが、4月から11月までの利用者は143人、そのうち光市民が99人、市外の方が44名という状況になっております。

○畠堀委員

昨年度までと比較として伸びているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○杉岡子ども家庭課長

昨年度は実質的に病院等が工事中だったので、実際の梅田病院との対比は、今現在、年度途中でありますので純然たる比較はできないんですが、病児・病後児保育につきましては、その都度、病気にかかられた方で集団保育ができない、並びに小学校3年までの集団教育ができないという方が該当となりますので、なかなかそのときの状況によって変わります、対比はしづらいというふうに思っております。

○畠堀委員

これからの働き方等を考えたときに、需要も高まるのではないかと考えていますし、この部分については事前の登録というものが必要になってくると思いますので、今の数字については確認ですが、登録者としてふえたのか、実際に利用者としてふえたのか、登録者としてはどういう傾向にあるのかというところを、少し教えていただけたらと思います。

○杉岡子ども家庭課長

ただいま申し上げました143名でございますが、これは実際の利用者でございます。登録者につきましては、本年度でございますが、延べ116人ということになっております。

○畠堀委員

確認ですけど116名の登録者で、143ということは重複してということで考えてよろしいのですか。

○杉岡子ども家庭課長

そのとおりでございます。

○小田福祉保健部次長

申しわけございません。登録者数でございますが、この施設整備に入る前の状況では、大体480人前後で推移をしておった状況なので、年間ベースで言いますと、そのくらいの利用想定されるのかというふうに考えております。

○畠堀委員

ありがとうございます。そうすると大幅に登録者が減ってという形になるのですけども、そのあたりの分析については。



○杉岡子ども家庭課長

ただいま次長からも御説明ありましたが主要施策の成果に24年度489名というのが載っております。これは実際、市外の登録者を含めまして、また従前に登録されている方がおられましたら、使用するしないにかかわらず、自動更新しておりましたので、489名という形になっておりました。

○畠堀委員

数字についても、やはりこの制度の必要性というのが伺えるかと思えますし、実際の実態に近い数字を把握いただいて、施策の展開という形でお願いしておきたいと思えます。

○加賀美委員

今、選考委員会の質問がありました民生委員の問題でございますけども、11月に来年改選にという中で、きのう民生委員から声も出ておりましたけれども、私がやっていた12年ぐらい前と人口がもう世帯数が60ぐらいふえているのです。そういう中で、ずっと見直しが行われていないと、この辺の区域の見直しというのは、どうふうな形になっているのか、そこら辺ちょっと聞いてみたいと思えます。

○杉本福祉総務課長

区域の見直しにつきましては、民生委員・児童委員さんの役員会等の、話し合いの中でお聞きしまして、県には要望を上げますが、県も県内全体の配置人員がありますので、その辺を県との協議を踏まえて、見直しが承認されない場合、民生委員・児童委員さんの役員会の中で報告し、その中で、調整しての配置をお願いしています。また必要に応じて要望を上げていくということになっております。

○加賀美委員

こうした要望が出ておりますので、ぜひその辺を検討していただきたいと。だから随分50世帯、60世帯と違えばもうかなり違いますので、今2地区でやっているのだけでも、単独でやれると思うのです。160世帯ぐらいありますのでね。

2点目、もう一点ちょっとお尋ねしたいのは、けさの話でありましたけども、国が特別老人ホームをふやしていきたいという方針を出したそうなのでね。今、当市における老人ホームは3カ所だったのですかね。それと待機者はどのぐらい今いらっしゃるか、お聞きしてみたいと思えます。

○中邑高齢者支援課長

現在、市内の特別養護老人ホーム施設は4施設ございます。今、手元に資料を持ち合わせておりませんが、26年度末現在で、各施設に待機者状況を確認したところでは、約250名の待機者がおられます。

○加賀美委員

問題は、まあ、まあ250、ほかには260とか聞いたのですが、その待機者がいらっしゃるということだけでも、問題は今、国もふやそうとしても介護士がいないということなのです。そのためにいろんな各地で空き部屋が出ていると、そういう状況が、けさNHKかなんかでちょうどやっていたように思いますけども、この4施設についてはそういう状況は報告されているかどうか。空き部屋があると、介護士が不足で空き部屋が空いている、だから待機者を入れられないという実態になっているかどうか。これあたりだけちょっと教えていただきたいと思います。

○中邑高齢者支援課長

各施設からは、そういう状況の報告は受けてはおりません。

○加賀美委員

わかりました。

○森戸委員

2013年4月に施行された「障害者の優先調達推進法」に伴って、それ以前と、その後によって光市の調達する量とといいますか、金額とといいますか、その辺がどう変わったのか、その辺がわかれば教えてください。

○杉本福祉総務課長

本市では、国の規定に基づき障害者就労支援施設等から物品等の調達方針を定め、光市地域自立支援協議会就労部会において、市内の事業所PRシートを作成し、各障害者就労施設等が提供できる物品等の情報を市関係部局等に情報提供しています。平成26年度の調達実績につきましては、物品が12件、11万3,000円、役務が41件、496万7,000円の調達実績がありました。

○森戸委員

それはわかったのですが、施行前と施行後と比べて、ふえたのか、ふえなか

ったのか、その辺のところがわかれば教えてください。

○杉本福祉総務課長

施行前の平成24年度につきましては、物品が1件で9,000円、役務が41件の440万9,000円であり、平成24年度から平成26年度につきましては、物品等の調達実績はふえている次第です。

○森戸委員

役務はほとんど変わってないのですが、物品が24と26を比較すると、26が11万円と聞きましたが、24年は物品が1件で幾らなのですか。

○杉本福祉総務課長

9,000円です。

○森戸委員

25年は。

○杉本福祉総務課長

物品が23件の10万4,000円です。

○森戸委員

24と26しか言われなかったなので、25が抜けていたのでせつかくなれば25も、あわせて今、物品だけしか言われなかったのですが、役務は。

○杉本福祉総務課長

役務は、平成25年度が490万9,000円です。（発言する者あり）役務38件の490万9,000円です。

○森戸委員

見ていくと、物品に関しては24年が9,000円だったので、それが10万円とか11万円になっていますのでふえているとは言えますが、役務に関してはなかなか増加をしておりますが、この法施行前、施行後でどのように評価をされていますか、御自身のところでですね。

役務の部分はそんなに大きくは変わっていないと思うのですが、全体的に10万円分この法律が施行されたことによってふえたとも言えるのですが、そのぐらいでいいのかどうか、その辺のところはどう思われていますか。

○杉本福祉総務課長

就労支援施設等への物品の受注になりますので、その就労施設等の受注能力を考慮して、昨年実績と同じぐらいに目標を立てて無理のない受注範囲で発注しています。各関係所管をお願いしている次第であります。

○森戸委員

当然、受注能力というものがあるのだらうと思うのですが、それ以外に、この法の趣旨にのっとり光市として何か支援できること、例えば積極的な商品づくりとか、そういう部分はどのように考えていらっしゃるのですか。

○杉本福祉総務課長

先ほど冒頭で申しましたように、提供できる物品等の情報を市関係部局等に情報提供したり、光市地域自立支援協議会部会において、市内の事業所PRシートを作成し情報提供しています。また、随意契約の対象となる場合には、これを積極的に活用するよう入札所管と連係を図っているところです。

○森戸委員

はい、わかりました。受注する側の能力というのは当然あろうと思うのですが、難かしいところなのですかね。なかなか受注側の能力というのは、当然反映されてくるでしょうから。一旦このぐらいにとどめておきたいと思います。

それと、障害者の差別解消法について一般質問で質問したのですが、その質問した後、いろいろ御指摘を受けて法律の施行が来年の4月ということで、可決されたのは25年ということで、この法律自体に対して余り知られていないのではないかという声をよく聞きますし、新聞報道でもそういうふうにあったのですが、その辺のところはどのように感じていらっしゃいますでしょうか。

○委員長

森戸委員続けてどうぞ。続質問ありますか。回答もらっていいですか。杉本課長。

○杉本福祉総務課長

周知の関係であります。今後ホームページ等によりふれあい促進事業、今年度実施している事業ですが、その紹介とあわせ、障害者差別解消法の趣旨についても、市民の方々や事業所等へのわかりやすく紹介することによって、周知に努めていくことが必要であると考えております。

○森戸委員

当然、そうなのですが、要は実態がわからないままだと思いますので、実態の把握をしていただきたいなと思います。法律が施行されるのですから、努めるのは当然のことだろうと思いますから、その辺の把握をしていただきたいなと思います。

○磯部委員

先ほど健康づくりの推進計画にも載っておりましたけれども、コバルトラインのことはちょっと一般質問でも、ちょっと建設部と経済部のほうの御回答をいただきましたが、非常にここは風光明媚でウォーキング・ランニングするところとして、この健康増進課、福祉と環境そのあたりが一緒になって、このウォーキングマップもやられております。私も何回かいい時期にウォーキングをして、非常にためになる資料をつくっていらっしゃると思います。

しかし、私も久しぶりに、歩いたり、車で行きましたら、建設部長さんもおっしゃいましたけど、鳥獣被害とか非常に道が狭いところもありまして、看板なんかもう少し整備して、お金はそんなにめちやくちやかかわるものでもないと思うのですけれども、もう一度そのあたりが市民の健康と、そういうものに位置づけられるように福祉のこの視点からも、そのあたりを進めていただきたいなと思いましたので、改めてここで質問させていただいたのですが、福祉所管としてでは、どのようにお考えなのかを御回答いただきたいなと思いました。お願いいたします。

○柏木健康増進課長

環境整備につきましては、ウォーキング等に支障が出るような場合、関係所管と連携しながら適切に対処したいと考えております。

○委員長

磯部委員、よろしゅうございますか。

○磯部委員

はい。

○柏木健康増進課長

それから、済みません、先ほど磯部委員より補正予算の御質問の中で、一般保健事業の臨時職員の賃金、210万円は産休・育休等による欠員補充、保健師全

員と申し上げたのですが、これは済みません、現状を申し上げておりました。実際、正しくは保健師3名、管理栄養士1名の計4名でございます。お詫びして訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

○磯部委員

御丁寧な御回答ありがとうございました。はい、よくわかりました。

○委員長

今、訂正がありました。議案72号の福祉保健部所管分についてはもう可決すべきものとしておるのですが、今の変更により、皆さんに異論がなければこのまま行かせていただきます。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○磯部委員

先ほどのコバルトラインのことですけれども、済みませんね。所管をまたぐところなので、私も福祉に言うのは、なじむかどうかとは思ったのですけれども、やはりここは一度担当所管の方、福祉の方もぜひ歩いていただきたいし、走っていただきたいし、私も車で行ったのですけれども、もう少し看板の工夫がいるのではないかなあと。

非常にこの資料、とてもいい勉強になるのですね。私も何か所か行きましたけれども、このコバルトラインのコースは風光明媚で、100選の中にも一般質問で申し上げましたけどもそのあたりも入っておりますし、今一度、「はぎの平」とかそのあたりは非常にきれいにカットされています。今までは、この木がうっとうしいなと思っていたところが、本当にすばらしいくらいにきれいにカットされて、物すごくきれいな眺望です。あそこに来て、ああ、しんどかったけど、このウォーキングした気持ちよかったねえっていうような場所になると思っています。

でも、コバルト台地まで行きますと、ちょっと不安材料がたくさんありまして、私ももう一度、「ひかり環境・健康ウォーキングマップ」こうすばらしいものを出されている限り、皆さんの健康の増進にも、推進計画にも出していますので、全市的なところで、もう一度できる限りの改善・整備ここはやるべきところではないのかなと思います。副市長にあえて答えていただけたらうれしいです。

○森重副市長

一般質問でもお話をいただきましたし、この「ひかり環境・健康ウォーキングマップ」だけではなくて、やはり光市にはたくさん多くの自然があつて、それぞれ市民の方々が活用していただいております。

今、お尋ねのあつたコバルトラインについては、一般質問で答えました建設部、またその周辺の中には保安林や野鳥の森等々もあり、それは所管をするのが経済部であります。それと、市民の健康づくりという視点でいけば福祉保健部でありますことから、このコバルトラインに限らず多くのいろんな資源については、多くの市民の方々の御協力をいただきながら、行政と市民と、また企業が一体となつてできることからやっっていかなければならないというふうに思っておりますし。

コバルトラインについては、具体的には昨年も大幅に建設部のほうが手を入れたという経緯もありますし、経済部の関係では「市民の森」や「野鳥の森」等についても定期的に手を入れておりますし、商工観光課サイドでは、先ほど御紹介のありました「はぎの平」や「コバルト台地」等々にも手を入れているところではあります。なかなか行政としての限りもありますことから、御提言のあつた市民の皆様方に声をかけさせていただいて、より多くの方々がこの地に足を運んでいただくことによって、整備が進んでいければというふうにも思っておりますので、改めて関係所管横断的な対応を検討してまいりたいと考えております。

○磯部委員

今、副市長がおっしゃつたように市民力を上げて、限られた予算ではございますが、できることを積み重ねていただきたいというふうに思っております。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

#### 4. 環境部関係分

##### (1) 付託事件審査

①議案第72号 平成27年度光市一般会計補正予算（第4号）（環境部所管分）

説 明：山根環境政策課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第74号 平成27年度光市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

説 明：小田環境部次長兼下水道課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

##### (2) その他（所管事務調査）

###### ○畠堀委員

何点か質問させていただきたいと思います。

一つは、下水道事業の特別会計の本年度予算におきまして、下水道事業の中で国庫補助事業ということが上げられておりました。その中で、基本計画、基本設計委託料として2,300万円の予算が計上されておりましたが、その内訳として認可変更と長寿命化、それともう一点が、光市分の汚水処理施設の整備構想ということで御説明があったかと思いますが、そちらのほうの現状の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

###### ○小田環境部次長兼下水道課長



光市汚水処理施設整備構想の進捗状況についての御質問です。

まず、光市汚水処理施設整備構想について、若干説明させていただきます。この構想は、市内全域を対象として早期の汚水処理施設の整備を目指すため、主に経済性の観点から効率的な汚水処理手法を選定する中長期的な構想でございます。この処理構想は、山口県汚水処理施設整備構想の光市分であり、見直しは県下一斉に実施されているところでございます。

お尋ねの進捗状況としましては、平成22年に改定されました処理構想を見直しすることで、内容としましては流域関連公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水等の集合処理と合併処理浄化槽の個別処理について、地域の実情等を考慮しつつ、整備に必要な施設の建設費、維持管理費等により経済性や効率性の比較検討を行い、各地域の処理処方を選定した後、10年後の中期構想をアクションプランとして、また25年後の長期構想を汚水処理施設整備構想として取りまとめを行っているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、山口県とこの内容につきまして協議・調整を行い、早い段階でホームページ等で処理構想の公表を行いまして、市民の皆様の御意見をお伺いする予定でございます。

○畠堀委員

ありがとうございました。今のスケジュールの中で早い段階という話があったのですが、大体、目安としては何年度とかというのがあるのでしょうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

今、関係各課と協議、調整を行っております。これがまとまり次第、山口県と調整を行います。公表の時期としましては、年が明けて早い時期に御意見をお伺いしたいと思っております。

○畠堀委員

はい、了解いたしました。それでは、次の質問に移りたいと思いますが、特に、犬・猫の苦情が最近ふえているということで伺っておりますけれども、こうしたものに対応して、地域と行政が連携して問題に取り組んでいくというような体制づくりが必要だということで上げられていたと思いますが、その後、体制づくりについての考え方、進捗状況等について、何かありましたらお教えいただけたらと思います。

○山根環境政策課長

犬や猫に関する苦情の対応につきましては、地域と行政が連携して取り組む体制づくりが重要であります。市が地元自治会と共同してマナー向上に向けた啓発の回覧や看板の設置をしているところでございますが、原因者がわかれば直接指導をさせていただくこともできますので、地元自治会と情報を共有しながら連絡を密にして対応していくことが重要であると考えております。これからも引き続き地元自治会と連携をして、御協力をいただきながら、粘り強く対応をしていきたいと考えております。

#### ○畠堀委員

了解いたしました。この件についてはなかなか潜在的な問題として、地域の中でも言いづらいところもあるのではないかと思いますので、その点、日ごろからの連携のもとに、対応をお願いしておきたいと思っております。

次に、墓地関係のことで2件なのですが、一つは西ノ浜地区に戦前お墓があったのを、戦時中に国が強制移転したことによって、光市のほうで土地を借用して今に至っているというような状況があるようですが、これについて墓地所有者の調査を今実施しているということでございましたけども、このあたりの状況が、今どうなっているのか、調査がどのように進んでいるのかというようなところを1点お伺いしたいのと。

墓地関係でもう一つについては、市営の墓園の運営を行われているわけですが、全国的にも公営の墓地の利用者について、高齢化の進展だとか転居によりまして所在が不明になっているケースが非常にふえてきていると伺っておりますが、そういったケースについて、光ではどのような状況になっているのか、お知らせいただきたいと思っております。

#### ○山根環境政策課長

まず、1点目の墓地の借用でございますけども、戦時中、西ノ浜地区の墓を国が強制移転したことから、市が継続的に土地を借用しており、平成25年度から墓地使用者の調査を実施しております。

墓地に看板を掲げて、使用者の方に御連絡をいただくようにしておりまして、現在、170基中30基の方から御連絡をいただいております。今後も継続して調査をし、使用者の把握に努めてまいりたいと考えておりますが、調査方法については、検討する必要があると考えております。

2点目の西部墓園、あじさい苑の利用者の状況についてで、ございますが、西部墓園と大和あじさい苑の全ての区画につきましては、毎年、管理状況を調査しておりまして、その除草等の管理が不十分な方に対して、管理をしていただくお願いの文書を出しております。その文書が届かない方について、戸籍や

住民票などを確認して住所変更や使用者承継届等の提出を求めているところ  
でございます。

しかしながら、相続人や住所が不明の方が、現在調査中の方も含めて若干  
名いらっしゃいます。この方々の対応といたしましては、光市墓園の設置、墓  
地の管理等に関する条例の第19条に、「使用者が死亡後に5年間承継されな  
かったとき、住所不明の場合には10年を経過したときは使用権が消滅す  
る」ということとされております。その場合には、第20条により、「一定の  
墓所に改装できる」ということとしておりますので、現時点では対象とな  
る事例はございませんが、将来的には対象となる事例が生じた場合は、そ  
の規定に沿った対応をしていくこととなろうかと思っております。

○畠堀委員

参考まで現地で若干名ということなのですが、数字は把握されておられ  
るのですか。

○山根環境政策課長

5件程度です。

○畠堀委員

はい、わかりました。日ごろからの毎年調査をやっていただいているとい  
うことなのですが、先行きについてはやはり懸念すべき課題だと思ってい  
ますので、今後はよろしくというわけにはいかないと思っております。き  
ちんとした対応のほうをよろしく願いをしておきたいと思っております。

それから最後に1点、環境事業の関係なのですが、3R推進事業という  
ことで、いろんな取り組みがなされておりますが、特に、若年層から高齢  
層まで、世代に応じた環境学習の提供に努めるということで、いろんなこ  
とが検討されておりますけれども、具体的に市民団体を主体としたこうした  
環境学習の推進について、今後どのような考え方で進めていかれるのか、  
お知らせいただけたらと思っております。

○小田環境事業課長

御質問の、世代に応じた環境学習などきめ細かい学習会の提供について、  
でございますが、小学校4年生や保育園児、幼稚園児を対象としたごみの  
分別体験や、塵芥車を活用したごみの積み込み体験などの環境学習を継  
続実施しております。なお、平成26年度からは新規に中学校を対象とし  
た環境学習を、運動会や文化祭など、ごみの多く出る機会を活用し、環  
境事業課職員と生徒会の環

境ごみ担当委員が連携して、分別指導等を実施しております。また、保育園・幼稚園児を対象とした環境学習に、参観日等を利用した保護者も対象にする「親子リサイクル教室」の開催や、自治会や各種団体を対象とした出前講座、住民説明会を積極的に実施している状況でございます。

また、市民団体が主体的に実施する中で、市が支援するような仕組みの構築について、でございますが、ごみの再資源化の推進等を図るため、現在ほとんどが焼却処分されている再生可能な紙製容器、包装類等を資源回収団体の協力を得ながら、回収の促進に向けた取り組みについて画策しておるところでございます。

#### ○畠堀委員

再資源化の検討等とも進めていただいているということなのですが、こういった取り組みについては、なかなか短期的な視点で成果が出るものじゃないと思いますので、引き続き継続的な取り組みということでお願いをしておきたいと思います。

#### ○加賀美委員

墓園会計について、御質問してみたいと思います。

議案第71号については専決事項で繰り上げ充用の金額については認められましたけども、これはもう正当なやり方じゃないと。本来であれば一般会計から補正で繰り入れしてやるのが一般的ではないかと思うのです。

基本的にそういう問題が今回出ましたけども、私が常々言っているのは、例えば西部墓園、ここなんかについては、全体の面積の中のお墓部分は3分の1しかない、後の3分の2は公園なのです。墓園公園なのね。私どものほうもお墓を借りていますけど、市からね。そのときに管理費等それから永代管理、この費用を払っていて、その中から公園部分の草刈り費用とか管理費を出しているわけです。

本来は一般会計から繰り入れしなくちゃいけんと3分の2の部分の管理費については。そのことをずっと言ってきて、早く特別会計じゃなくて一般会計の中に入れたらと。そうすればマイナスが出ないような形で処理できるので、繰り上げ充用というのは、損が出た場合には前期から繰り入れしてチャラにしてしようという形ですから、そういう意味から一般会計にしたらどうかということ従来言ってきたと思うのですがね。その辺の考え方はどのように進展しつつあるのか。なぜ一般会計からできない、理由があれば聞かせていただきたいと思います。

#### ○山根環境政策課長

墓園につきましては、特定の方の利用に供する施設でございますので、受益者負担という観点から特別会計としておるわけでございますが、議員仰せのように西部墓園につきましては、3分の2以上の緑地部分の管理費用が入っており、これを利用者の負担で賄うということが累積的な赤字の原因の一つであると思っております。

一般会計の移行ということで御質問をいただきましたけれども、西部墓園、大和あじさい苑につきましては、平成25年、26年、27年と返還が多くて、市民の方のニーズに对应されている状態でございます。しかしながら、この返還がずっと続くわけでございませぬので、今後、市民の方の墓地に対するニーズをしっかりと把握して、最終的に両墓園の整備計画を立てまして、その全ての整備が終わった時点で、収支状況をみながら一般会計に移行していきたいと思っております。

#### ○加賀美委員

確かにそういう傾向はあると思います。だから、今までは墓が足りなくて困っていたのですね。ところが、今は墓が要らんという人たちが随分ふえて、共同墓地をつくってほしいという要望なんかそこから出てくるのですけどね。そういう意味で、早めに一般会計に持っていくようにお考えになったほうがいいのではなからうかと。

今回のように、いわゆる墓が傷んで、その修復作業なんかしなくてはならないという場合には、いわゆる繰越充用金を使うというようなことは、ちょっと考えたらおかしいのではないかと思いますので、その辺考えていただけたらと思います。

#### ○木村（則）委員

それでは所管においても、地方創生総合戦略に向けての次年度から本格的にスタートされるわけですが、それにおいて具体的な事業の、どういった伸張強化を図られるのかという観点で、お尋ねしてみたいと思います。

光市は、「自然敬愛都市宣言」を掲げたにもかかわらずというか、今回の地方創生に関しましては、余り環境部の絡みが少ないのですね。とはいうものの、室積、虹ヶ浜海岸の魅力の向上だとか、これ経済部も絡みますけれども、あとは光にこだわる独自の魅力発信の中で、太陽光発電、LEDなどの再エネ・省エネ機器の普及促進、あともう一点ほど、公共下水道の整備や浄化槽の設置支援といったものが掲げられています。

それで質問を二つほどしてみたいと思いますけれども、一つは太陽光発電の普

及率、これ平成26年度が9%で、それに対して5年後11%を達成しようという目標値が掲げられていますが、これはこれまでも、この目標値というのはあったのですか。それともこの地方創生に向けた新たな目標値なのでしょうか。

○山根環境政策課長

個人住への太陽光発電システム設置につきましては、これは光市環境基本計画において目標値を定めております。

○木村（則）委員

ということは、特に地方創生に掲げているからといって、次年度から幾らかこの分野において伸張強化をしていこうというものではないと理解してよろしいのですか。

○山根環境政策課長

平成25年度から27年度まで再生可能エネルギーの調査研究事業を行ってきました。この調査結果を28年度以降の予算に反映をさせていきたいと思っております。

○木村（則）委員

私のほうからのお願いとしては、せっかくここに特出しで掲げているわけですから、今年度からまた次年度に向けて、単なる継続というのではなく、一定のことをぜひ考えていただきたいということをお願いして。

もう一点は、これも同様なのですけども、下水道の整備率ですね、これも71.8から平成31年には73.7になっています。当然、その事業量としては公共下水道の整備や浄化槽の設置支援というふうにはあるわけです。当然、都市基盤としてのインフラを着実に整備するというのは理解できるわけですけども、これまでずっと継続的に行われたものに対して、次年度は少しここをどう強化しようかとか、そういった方策というのは今あるのでしょうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

合併浄化槽の設置につきましては、継続的に平成27年度までやってきたようなことを継続して進めていきたいと思っております。下水道の整備につきましては、御存じのように特別会計相当な累積赤字があるということで、その解消に向けて、わずかずつではあるのですが、着実に未整備地区の整備を進めていくというと、最低限の予算の確保を持っていこうかなど。それと事業箇所を選定に当たっては、事業効果の高いところを重点として整備をしていきたいと、

このように考えております。

○木村（則）委員

ただいまの御説明で言うと、これまでも当然実施もされてまいりましたけれども、もう一回そういったあたりも幾らか課題を整理しつつ、効率的に少しは限られた予算の範囲の中では強化していこうという理解でよろしいですか。

○亀井環境部長

最初の前段の太陽光発電システムのお尋ねに関して、若干補足をさせていただきたいと思えます。

課長の答弁では、再生可能エネルギー調査研究事業にお話を広げてお答えをいたしました。太陽光発電システムということでお答え申し上げますと、この第2次光市環境基本計画の前期のリーディングプロジェクト期間が29年度までとなっておりますので、太陽光発電システムの普及促進に関しまして申し上げますと、29年度までは基本的には同じ方針で事業進捗を図っていきたくと考えておまして、再生可能エネルギーの調査研究事業の結果のその先につきましては、今後、それを再整理して検討を進めるという段階でございます。

○木村（則）委員

はい、わかりました。もっと大きい総合戦略という観点からいうと、これはどうしても今、政策企画部がまとめている、その中で各所管に振られ、どういったものを取り上げて押し進めていこうかというところではあるのですが、これはなかなかこれまでの実施もしていますことですし、一定の評価もあるのですが、これをやはりこれから5カ年ちょっとずつ、やっぱり伸張していくということが求められると思うのです。そのあたりは今後定期的に何がどうなって強化されていったのかというのはお尋ねしたいと思えますので、一つ次年度の予算に向けても幾らかそのあたりを意識して取り組んでいただきたいというふうにお願ひいたしまして、終わりたいと思えます。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

5. 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第79号 光市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

説 明：橋本監理課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

施行前、施行後でどれだけの影響額になるのか。

○橋本監理課長

占用料の改正により、光市への影響は千円以下を省略させていただきますが、平成26年度の管理課所管道路占用料で申し上げますと、2,524万円の収入が、改正後は約1,009万円となり、約1,514万円の収入減となります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第80号 光市都市公園条例の一部を改正する条例

説 明：酒谷公園緑地課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第72号 平成27年度光市一般会計補正予算（第4号）（建設部所管分）

説 明：田村道路河川課長 ～別紙

質 疑：なし



討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報告：（仮称）大和複合型施設等整備基本計画・基本設計（案）中間報告

説 明：玉木都市政策課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

これは、今、大和支所では期日前投票をやられるけども、これ期日前投票をやるとしたらどこでやるかね。

○玉木都市政策課長

支所前の1階部分、エントランスホール等を利用できたらと思います。  
以上でございます。

○土橋委員

そうけども、このホールに催し物があつたときには邪魔になるのではない。  
できますか。これをちょっと見ただけじゃ、私もよう理解はできんけども。

それと、広場というのがあるじゃないですか、この広場っていうのは何用の  
広場ですか。

○玉木都市政策課長

公営住宅入居者や複合型施設利用者、子育て世代など幅広い世代が安心して  
利用できる憩いの空間とする広場でございます。

○土橋委員

そうすると、市道を車で入ってきて、複合施設の玄関前までは、車で入れる  
のかどうか知らないのじゃけども、車でここへ入って来たら、車をとめるところ  
はないということやね。車をとめるのは後でしょう。後ちゅうか、複合施設  
の横でしょう。

○玉木都市政策課長

複合型施設の1階の周辺部分でございます。

○土橋委員

何か調子悪いみたいな感じがするけども、こうやって書いているからわからんのかもわからんが。

それと、事務室っていうのは、これは大和公民館の事務室なの。

○玉木都市政策課長

大和公民館と大和地区社協わ兼ねた事務室という方向で考えております。

○土橋委員

支所が60m<sup>2</sup>で、管理事務室が50m<sup>2</sup>。そうすると、支所には何人が入る予定で、こうやってつくっちゃあるのじゃろうか。

○玉木都市政策課長

お示ししております面積につきましては、六、七人程度は業務に従事できる規模としております。

○土橋委員

今は13人ぐらいおるわけでしょう。そうしたら、あそこでどうやって間引くのですか。あたなに聞くのもちょっとせんない話なのじゃけども。

○玉木都市政策課長

支所の機能や業務内容につきましては、組織・人員体制を所管する部署であります総務部と大和支所を中心に検討・調整されております。想定される規模については、調整の上、ここにお示したものでございます。

○土橋委員

だから、そっち責めよるのではないのいね。大和支所が60m<sup>2</sup>で、今いる人が13人から14人おるということになってくると、組織替えというようなものも含めて検討をしているというのか、いわゆる規模を小さくするちゅうのか。そういう説明がないと、これちょっとわかりにくいのだわ。

○委員長

玉木課長、所管外で、これできますか。大丈夫ですか。

○土橋委員

できないじゃろう。

○委員長

できないでしょう。まずは、建設部でお答えできんでしょう。

○玉木都市政策課長

総務部とは、協議・調整はしてお示しております。

○土橋委員

60m<sup>2</sup>のところ、どうやって。60m<sup>2</sup>っていったら、これはもつとあるでしょう。ここはどのぐらい、専門家ですから、ぱっと見てどのぐらいあるのですか、ここは。そういうのを懸念していることを言っておきます。

それと、コンパクトシティ関係でいうならば、県道の拡幅があるが、あれはもう関係者とは何らかの形で話はしているのですか。

○玉木都市政策課長

県道につきましては、私どもだけが直接関係者とお話することはございません。

○土橋委員

じゃけ、市が関係してないっていうのは、もう大体話してないなと思ってもいいのではないですか。県がやる場合には、そうは言っても、市役所にちよつと手伝ってということに普通なるのではないのですか。

それ何で聞くんかっていったら、16日に関係者を集めるというけども、集めておって、わしゃ知らん、みたいなのはおこると、その関係者が。いうたら会議にならんいね。

○岡田建設部長

県道の拡幅に伴う御説明会のことについてでございますけども、これは県と市が合同でこのたび行うこととしております。県道部分は県が説明をする。市道部分の複合施設へのアクセス道路について市が説明をするということでございます。県道についての事前説明ですが、このたび利害関係者が余りにも多いということで、説明は、行ってはいないようでございます。ただ、商工会議所には、会長、副会長さんと事務員さんには、事前に説明をされているようでござ

ざいます。

○土橋委員

別に私が心配することじゃない話なのじゃけど、そうはいつでも、どうやってやるのじゃろうかと思うから。

それと、やっぱり今までに聞いた話では、やっぱりもう一つ向こうの山銀やら何やらに県道から入るのがあるでしょう。あれをみんな言うね。だから、これは日にちが違う話だろうけれども、必ずそれは出ますよ。

コンパクトシティって、そこだけ残したら、こんなことぐらいのものを残したら、やったちゅう言うことにならない、気持ち的に。やめるにやめられんようになるのではないですか、部長さん。

○岡田建設部長

ただいま委員さんから貴重な御意見をいただいたということで、御理解をさせていただきます。

○土橋委員

私は、説明会のときにそういう話が出るだろうから、十分頭へ入れて臨んでください。

それと、議員はしゃべれんのでしょうか、あそこへ行っても。説明会なんかへ行っても。

○岡田建設部長

議員さんの立場でお聞きをするのか、それとも一市民としてお聞きをするのか、そのあたりは議員さん、個人個人で御判断をしていただけたらと思います。

○土橋委員

いや、あとの2人にも言うとかたいといけんから。まあ、いいです。

○木村（則）委員

それでは、34、35ページ、平面イメージというところなのですが、これでまずちょっと複合型施設の車の進入に関してなんですが、これは今、新しく市道をつくろうとしているところから幾らか下り坂があって、複合型施設の中、玄関の前を通過して後の駐車場に行くっていうアクセスもあり得るのですか。

○玉木都市政策課長

そのとおりでございます。

○木村（則）委員

どちらかと言うと、今、図で言うと上のほうの駐車場に近いところからの道路のアクセスのほうが多いと考えているのでしょうか。

○玉木都市政策課長

アクセスとしましては、どちらから入っても周回できるような形となっておりますので、どっちが主という形では配慮しておりません。

○木村（則）委員

わかりました。新しく市道ができて、高低差でいうと1.4mの緩やかな下り坂があって、1階のエントランスの前を突き抜けて裏の駐車場へとめると。それなりの幅がとってありますし、歩道というのもあるのですが、そのあたりの作り方が気になるなという気はしますので、その辺の安全対策を考えていただきたいのと、もう一点、大きく気になるが、今の駐車場から4m上がったところに広場があって、そこに県住と市住があるのですが、これが、方位がほとんど西向きなのです。複合施設は余りそういう方位に左右されることはないのですが、やっぱり個人が毎日の生活を営むに当たって、やはりどちらかっていうと南を中心とした方位に向けるのが当たり前といえば当たり前なのですが、このあたりどういうお考えなのでしょうか。

○玉木都市政策課長

地形的にも変形地であり、限られた敷地の中でという制約がございます。また、周辺に戸建ての個人の住宅が高いところがございますから、そこも配慮した形でこういう配置ということをご想定しております。

○木村（則）委員

それはわかります。その周辺の宅地がどういうふうに着並んでいるかということではありますが、いやそんなことより、これじゃちょっと西向きっていうのは、私からするとあり得ないというふうに思いますので、一言添えておきたいと思います。

○加賀美委員

ちょっとお尋ねしてみたいのですが、これ前々から言われていたのですが、西河内に10軒の家があるのです。今度2軒がふえたのです。これ、通告

しておると思いますけれども、あそこのところが農道で、4 mちょっと足りない、4 mちょっとあると思うのだけど、4 mの道なのです。これが、赤線道だっているということで、市道認定がされないと。だから、皆さんが舗装するのでも、10万円だけ金やるから、それでみんなでやれと。少しずつやっつけていきなさいと。そういう形になっているってということなのですが、これ市道認定するためには、どのようなことをしたらいいのか、どういうふうにしたら市道認定されるのか。とにかく10世帯ぐらいがあって、またふえる段階らしいのです。それはわかると思いますが、この辺についてはどういう見解か、お尋ねしておきたいと思います。

○橋本監理課長

今、委員より御質問がありました西河内の赤線道を市道認定するよい方法はないかにつきまして、具体的に今、道路排水の施設の整備、また路面の舗装、袋道等で回転場を設けていただくとか、そういった形の要件等が満たされた場合に、なるんではないかと考えております。

○加賀美委員

じゃ、具体的に、町内会なりが市のほうに行って、それでやって、どういうところがおかしいのかっていうとき、お尋ねに来たと思うのですが、その辺についてはきちんと今終わった道路排水の問題、路面舗装はともかくとして、市道認定すればやるのじゃから、やってもらえるわけですがけれども、袋道ってというのが……。袋道も確かに回って帰れませんから、その辺をどうすればできるのかということで、伝えてありますか。

実を言うと、この前国が補助金を出した農道の問題で、補助金が出たと思うのだ。ああいうのは、お金使ってやることはできなかったのかなと。ちょっと今、どういう補助金かちょっとど忘れ、調べてきてないのですがね。

そういうふうに、何かの形を使って、あそこは赤線道をきちっと市道認定するようにすべきじゃないかと思うのですがね。今、何か地元の人に言わせると、4 mないと、だから3 m90ぐらいだと。10cmぐらい広げようと思ったら広げられるちゅうわけね。その辺のあれはないですね。

道路が足りないと、路面が足りないから中、一つのあれはないわけですね。排水とそれから袋道、この2つだけですか。

○橋本監理課長

幅員も一部、4 mに満たないところもございます。

○加賀美委員

だから、それは努力で広げりゃいいわけですよ。ただ、なぜあそが市道認定できないかと、そういうきちっとした結論が出してないので、その住民の人たちは非常に悩んでいると。

○岡田建設部長

御要望の路線でございますけれども、これについては、1番は袋道であるということ、4mの幅員が確保されてないということが原因で市道認定ができないということでございます。

それでは、誰がやるのかといいますと、御利用になっている、10世帯の方が4m確保し、袋道になっていれば回転場を設けるなり市道認定基準をクリアしていただくということになります。

○加賀美委員

それを言うなら、なぜ建築基準法で4m道路、2m接してなければ建築基準法っていうのは認めないと。そんなものを認めとって、今さらなぜそんなことを言わなければいけないかと。その辺がどうもおかしい感じがするのですよね。

だから、建築基準法では、4m道路、2m接触しなければ建てちゃいけないと。それを認めとって、今ごろ4mに足りないから、それはお前ら勝手に広げろと、広げたらやってやるというのなら。それだけじゃないですよ。それだけじゃなくて、幅員ぐるりと回るところまでつくればやってやると。それはちよっと冷たいのではないかと思うのですよ。

この辺やっぱ、今ここで議論したってしょうがないと思うので、地元の人によく説明して、どうやればできるかっていうことを考えていただきたいと。それだけ要望を出しておきたいと思います。

○磯部委員

もうその他でいいのですね。1点だけ、確認をさせていただきたいのですけれども、室積の江ノ浦道路の今の進捗状況についてお聞きをしておきたいと思えます。

○田村道路河川課長

江ノ浦の地区道路でございますが、こちらは現在、江ノ浦地区道路整備交差点業務委託を発注しておりまして、現地の測量作業が完了し、ただいま国道との交差点の詳細設計をしている段階でございます。

○磯部委員

ということは、そのあたりの設計業務と確認業務が済んだら、随時そのあたりが前に進むという理解でよろしいのですか。

○田村道路河川課長

仰せのとおり前には進んでいきます。その前段としましては、国土交通省や山口県警察本部との交差点協議等が残っております。

○磯部委員

そのあたりの交渉、その決め事が終わり次第、そのあたりが整備されるという認識でよろしいのですね。

○田村道路河川課長

順調に進めばそういうことになります。

○磯部委員

済みません。いまいまのことですから、まだ不透明なところもあるかと思えますけれども、あのあたり、下水道の整備もしていただきまして、非常に次に、道がいつできるのだろうか、そういうお問い合わせも結構ありますので、そのあたりのことの確認はきちんとさせていただきましたので、ありがとうございました。

○森戸委員

1点だけ、道路についてお尋ねをするのですが、市道、岩狩線の右側の交差点のところありますね。そのところで今、ロープでくくって水路があって、その上にコンクリートの板が張ってありますよね。あそこ自体、以前にも議会の質問で、何とかならんかということで質問をしたところ、県が交差点を改良しなければどうにもこうにもなりませんという、そういう答弁だったと思うのですが、今、あそこ、車曲がるときも、なかなか狭いということで、非常に危ないですよ。入ってくるのも危ないし、水路があって、そこをよけながら入らなければならぬので非常に狭いということで御指摘、今、要望も出ていると思いますけれども、見込みはあるのですね。そこが改良される見込みというのですか、そういうのはあるのかどうか。それと、そういう要望も出しているのかどうか、その辺のところはどうですか。

○田村道路河川課長



交差点改良につきましては、県へは要望はしておりません。ただ、交差点は岩狩団地からの中心線と三島公民館側からの中心線の相違がございますことから、なかなか改良は難しい状況となっております。

○森戸委員

ということは、あのまま危ないですみたいなロープを張ってあるだけで、要は何も、今後変わらないということでもいいのですね。

○田村道路河川課長

現在、ロープを張っていますのは、水路上の床板が若干古くなっており危険ということで、ロープ等を張らせていただいております。水路改修等は今後、検討はしていきたいと思っております。

○森戸委員

わかりました。水路の危険性の部分は改善をされる可能性はあるけれども、根本的な交差点の改良自体はないということで理解をいたしました。

○畠堀委員

1点伺います。市営住宅の住宅使用料については、収納率向上に向けて、使用料の口座振替を推進するという事で取り組んでおられますけれども、この進捗状況と伺いますか、現状についてお伺いしたいと思います。

○大富建築住宅課長

平成27年3月末の口座振替の割合につきましては、約65%となっております。また、口座振替の推進につきましては、新規入居の場合、口座振替依頼書を配付いたしまして手続を依頼し、ほぼ全員の方が口座振替をいただいております。また窓口支払いの入居者につきましては、毎年、収入申告や納付書発送時に口座振替の勧奨をしているところでございます。

○畠堀委員

経年でいくと、65%っていうことはかなり高いのではないかと思いますけれども、昨年度に比べて増加しているとか、そのあたりの傾向についてはどうでしょう。

○大富建築住宅課長

微増という状況でございます。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

## 6. 経済部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第81号 財産の譲与について

説 明：藤井水産林業課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○加賀美委員

ちよつとこの辺がよくわかんないですけども、こういうふうに分収割合を変更することによって、やまぐち農林振興公社は1,100万円利益を得るということだけども、1,128万円ですかね。具体的には、どういうことで利益が得られるのか、そこらあたりがちよつとわからないので、教えていただけたらと思います。

##### ○藤井水産林業課長

この事業は、先ほど御説明しました公社と光市で契約を締結して、本来、市町でなかなか手が行き届かない、実際には奥まった所の山林の整備を契約の中で公社に事業はしていただき、管理していただきます。

それで、木材が育ったときに、光市の場合、杉とヒノキでございますけれども、それでまさに製材として搬出できるときに、その材を売ったときに収益が出る訳ですが、その利益についての契約を、今まで公社60対光市40としていたということでございます。

それを今回見直して、先ほども御説明しましたけども、経営改善のための一つの施策でございますが、公社独自のいろんな経営改善、また、県のいろんな支援等もございまして、あわせて改善を行おうとするものでございます。

##### ○加賀美委員

じゃあ、今お話のあったメリットについては、例えば山林の整備の事業費とか、それから将来、杉とかヒノキを売ったときの利益を見込んで1,128万円、この1,128万円の根拠っていうのは何なのでしょうか。その辺ちよつと。

##### ○藤井水産林業課長

当然、材木ですから、売るときの単価というのを想定しておりまして、40年

とか50年かかるわけですが、本市だけではございません、県内の他の市も同様ですが、その面積とか、そういった材になるものをカウントして試算した額でございます。

要するに、1割の収益が減ることによって、影響額として、市がそのお金をどうこうするというものではございませんが、収益として1割を公社に譲渡する分が、先ほど申し上げました1,128万円ということでございます。

○加賀美委員

大体わかりました。これは長期赤字を解消するためにやると、そういうふう  
に理解させていただきたいと思います。

ただ問題は、公益財団の法人やまぐち農林振興公社っていうのは具体的にどの  
レベルのものか、どういう公社であるのか、そこらあたりについて、わかる  
範囲でちょっと聞かせ願いたいのですが。

○藤井水産林業課長

昭和40年代、国の政策によって行われたものでございますが、地方公共団体  
等の出資により、分収方式による造林を行うために、民法第34条の規定により  
設立された公益法人、これは当時「林業公社」ということで、国内で多数設立  
されたといった経過がございます。

先ほどから御説明しておりますように、その中で公社と土地所有者が、今回  
の場合は光市でございますが、先ほど御説明いたしました分収の造林契約を  
締結して、その伐採時に受ける収入を土地所有者と分け分け合うことで事業を  
行っていくというところでございます。

○加賀美委員

光市の出資はない、出資額はあるのですかね。

○藤井水産林業課長

契約上の話で、出資額というのはございません。

○土橋委員

時間があつたら、これあるっていうことだけど、ちょっと聞いてみるの  
ですが、50年が経過をしたというふうを書いてあるのですが、これは今売つたら  
の話ですか。それとも、何年先に銭になるという話なのですか。

○藤井水産林業課長

今は、もちろん木材が育ちつつあるといった状況などで、育って材として売れるようになった時期ということでございます。

個々の年数については、資料を持っておりませんので、御説明ができませんけれども、あくまで将来、ヒノキや杉が木材として売れる時期ということでございます。だから、契約上は今、長期の契約を締結しております。

○土橋委員

ということは、もうもともとが、今、当初の目標額から随分値段が下がっているということですか。

○藤井水産林業課長

もちろん海外産の木材もございます。そういった影響や国内の需要の問題もございますが、国内の木材価格が下がっております。

○委員長

土橋委員、よろしゅうございますか。どうぞ。

○土橋委員

いいでしょう。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決定すべきもの」

②議案第72号 平成27年度光市一般会計補正予算（第4号）（経済部所管分）

説 明：末岡農業耕地課長 ～別紙

質 疑

○加賀美委員

16ページの農地中間管理業務の受託事業っていうのがあるのですが、今の御説明によると、農業者がリタイアして農業をやめたときに、その土地を法人なんか売ったとか譲与したとか、そうした場合に助成金を出すと、こういう理解しかできないのですが、じゃあ農業をやめた人に全員に、リタイアした人に全員お金を配るといふことじゃないと思うのですが、その辺がちょっと

よくわかんないので、もう少し御説明いただけたらと思います。

ちょっと私は、そういうふう違う理解をしているのですが、その辺について教えていただけたらと思います。

○末岡農業耕地課長

今のリタイアで農家に支払う協力金でございますが、農地中間管理機構へ預け、契約が10年以上の期間で、所有している農地の全部を預けるということにより、農業はもうやらないという方に対して協力金をお支払いすることになっております。

○加賀美委員

じゃあ、農地中間管理機構っていうのは、具体的にはどういうところなのでしょう。その辺をちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

○末岡農業耕地課長

国が制度化したものでございますが、機構が1カ所ございます。山口県でいますと、やまぐち農林公社が事務所を持っております。その中で、機構が出し手や借り手の御相談を受けます。そういう業務を行い担い手に対し農地の集積を進めています。

集積を進めるには、出し手から農地を預かるだけでなく、受け手といたしましては、農地はまとまって耕作できるほうが効率的でございますので、そういう場所の農地がある場合に斡旋する、そういうマッチングをする機関でございます。

○加賀美委員

じゃあ、今は157万6,000円が一応予算化されているのですが、そういう該当者は光にどのくらいいらっしゃるのか。こういう形で土地全部を山口県の機構に預けて、そうしてやっておられて、そういう人たちに協力金として差し上げると。これが今回の予算だ。今、わかりました。

これ農業法人とかそういうのではなくして、初めて聞きましたけども、県の農林公社と、そういうところに全部預けた人、それを10年間預けた人に対しては協力金をやると。

ここにまた、逆に普通旅費が出ていますね。旅費の場合は、これ県から来る人、あるいは県に行く旅費なんか、その辺がどうなっているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○末岡農業耕地課長

今回、旅費の補正もお願いしとるわけですが、この農地中間管理機構の業務の一部を市が受託しております。この受託事業といたしまして、地元が一番密着しておる市町で出し手や担い手を探していくという受託事業でございますが、今回の場合、遠隔地、東京にお住まいでございます。東京までお話しに参るといことで、旅費をお願いしております。

これは機構から全額を、市の受託料に上乗せしていただくわけですが、遠隔地や出し手とのお話しは市で行うということになりますので、市の職員が予算化させてもらった旅費で使ってお話しに参るといものでございます。

件数でございますが、市内にどれぐらいいらっしゃるかということになりますと、実際に手を挙げられた方は、市ではわかりません。今現在わかっている10農家分を今回は補正をさせていただいております。

○加賀美委員

今、手を挙げたらわからないって、だって農林公社のほうは10年間やったちゅう人の名簿ちゅうのわかるはずなので、申請をしなければいけないっていうの、どういことですかね。

これ、今、先ほどの話によると、10年間預けた人に対しては協力金を出すというふうに聞こえたのですが、そういう人の名簿というのはわかるはず、何で手を挙げなければいけないのか、そこらあたり教えていただきたいと思ます。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○加賀美委員

わかりました、大体。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他 (所管事務調査)

質 疑

○森戸委員

まず、プレミアム商品券について、ちょっとお尋ねをいたします。

プレミアム商品券、今回の今の状況とといいますか、換金枚数、大型店・小型店の占有率、換金事業所の数、数については昨年と比べてどうなのか、その辺のところから、まずお知らせいただけたらと思います。

○小野商工観光課長

プレミアム付市内共通商品券につきましては、10月末で半年間の利用期間が終了したところでございます。

商工会議所から報告を受けております現時点での換金枚数は37万6,939枚で、換金率は99.7%となっております。そのうち大型店の占有率は62.5%となっております。

それから、登録事業者数でございしますが、昨年と比べてどうかということですが、去年は155事業所、172店舗でございましたが、今年は増えまして、185事業所、204店舗となっております。

○森戸委員

わかりました。事業所数については大幅に増加をしておるといふことと、占有率については、去年は大型店の占有率は何%だったですか。

○小野商工観光課長

去年は78.3%でございしますから、地元小売店での使用割合が約16%程度上昇したということでございます。

○森戸委員

はい、わかりました。小型店の専用券をつけたことが大きく貢献をしたのではないかと思います。

それと、まだダブルチャンスで、まだ全てが終わったわけではないと思うのですが、今回のプレミアム商品券については、どのように評価をしていらっしゃいますでしょうか。効果はどういうものがあるか、私が考えるには、市外へのお金の流出を防ぐという大きな意味合いがあったということと、地域内の消費の拡大に対して大きなインパクトがあったと。去年が1億円ちょっとということで、今回が3億7,000万円ということで、地域の消費拡大に大きなインパクトがあったと思います。

デメリットとしては、これ以降の落ち込みとといいますか、消費の落ち込みが少し懸念をされるのですが、商工観光課としてはどのように評価をされていますでしょうか。

○小野商工観光課長

まず、事業者の視点から申しますと、今委員がおっしゃられたとおり、商品券というツールを使うことによって、市外への消費の流出が抑えられたということで、市内での消費、特に小規模店舗での消費が促進されたということは大きいと考えております。

それから、消費者の観点からいいますと、やはりプレミアム率2割というのは非常に大きく、特に車の購入や車検、また大型家電製品等の購入などを計画されておられた方には非常に喜ばれたとともに、消費喚起にもつながったのではないかと考えます。

○森戸委員

デメリットとか、その辺はいかがですか。

○小野商工観光課長

デメリットというのは、そうですね、一般により評価を聞くことが多いので、特にデメリットっていうのはないとは思いますが。

○森戸委員

いや、なければいいです。なければ、なおええので。

それでは、来年度に関してはどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○小野商工観光課長

来年度ということですが、今この場でお答えすることはできませんが、光商工会議所からも継続実施に向けた要望をいただいております。

また、市としましても、それに応える形で、山口県市長会を通じて、国に対して財政的支援を要望しているところでございます。

○森戸委員

ぜひ来年度もお願いをいたしたいと思っております。

もしすることになったとすれば、小規模事業者の工夫を、もっと工夫を引き出すようなやり方も御検討いただけたらと思っておりますので、御要望をしておきたいと思っております。

次に、中小企業の制度融資についてお尋ねをいたしたいと思っておりますので、資料の配付をお願いできればと思っております。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・



○森戸委員

これ、周南3市の制度融資を比較したものです。

光市、周南市、下松市と並んでいますが、下松市は光市とそう変わりはありません。

周南市と光市を比べていただけたら一目瞭然なのですが、周南市の保証付制度融資のほうを見ていただけたらと思います。プロパー融資は金融機関に直接申し込みますので、上側のほうの周南市の部分を見ていただけたらと思います。

これで比較していくと、まず利率というところを見ていただけたらと思いますが、光市は大体1.9%に対して、利率が周南市では1.4、1.3、どちらかというところ、政策金融公庫の利率に近いような形だと思います。この金利について見直すというお考えはありませんか。

○小野商工観光課長

何分相手があることですので、今ここで具体的なことは申し上げられませんが、利率や返済期間等につきましては、今後の経済動向を踏まえるとともに、金融機関や信用保証協会等からの御意見も参考にしながら、適切に対応していきたいと考えております。

○森戸委員

これ金利にしてみれば、大きくこれ違いますので、このままでいくと、どれぐらい借り手がいるのかなという。これだともう国金のほうに流れていくのではないかなと思いますので、その辺はよく御検討をいただきたいと思います。

それと、年数にしても、返済期間が5年という形になっています。周南市は10年、15年となっていますので、大幅に違いますので、その辺もよく御検討をいただきたいと思います。

それと、重複借入れについてお尋ねをいたします。

今、例えば光市でいうと、1号資金については、借りかえは融資額の2分の1以上を両方に返済した方というふうになっているのですが、いわゆる政策金融公庫、国金であれば、その限度枠内で重複借入れ、もしくは借りかえができるのですが、そういった部分に関しては御検討いただけないでしょうか。

○小野商工観光課長

その辺につきましても、今申し上げましたように、金融機関や信用保証協会等々の意見も参考にしながら検討していきたいと考えます。

○森戸委員

ぜひ御検討をお願いいたします。

それと、独立開業資金についてお尋ねをいたします。

光市の4号資金ですね。光市の4号資金を見ると、借り入れできる条件というのを見ていただくと、備考欄にあるのですが、市内同一中小企業に6年以上勤務、24歳以上、または同一業種の中小企業に通算して8年以上勤務、26歳以上の方というふうな条件がございます。

この条件も、周南市で見ると、そういった条件はないように思われますので、その辺のところも、ぜひ見直しをお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

○小野商工観光課長

委員の御指摘のとおり、本市の小口融資や独立開業資金につきましては、こういった条件があるということで、ここ数年、事業実績がないということもありまして、課題の一つと認識はしております。

今後、本市におきましては、創業について志のある新たなチャレンジの支援という観点に立ちながら、限られた財源の中ではありますが、本市としてどのような支援がふさわしいのかということは十分に検討してまいりたいと考えております。

○森戸委員

了解いたしました。ぜひお願いをいたします。

一般質問でも、創業塾ということで、盛んに答弁をされておられたと思います。創業の塾に来て開業したいというニーズも相当あると思いますので、1つはここがネックに、貸し出しの条件もここがネックになっているというふうに言われていますので、今創業塾に参加されて、創業意欲がある方がたくさんおられるという流れもよくお考えになられて、ぜひこの条件に関して緩和をお願いできたらと思います。

それと、最後に1点、例えばこの資金は、NPO法人等は対象になっているのでしょうか。

わからなければ結構です。もし対象になっていなければ、ぜひ対象にしたいので、御検討をお願いいたします。

いろんな県を見てみると、山口県だけではないのですが、ほかの県を見てみると、この創業資金に関しては、女性枠の創業資金を持っている県もあるようでございますので、ぜひこれは事業者に対する融資制度というのはメッセージだと思っておりますので、今、女性活躍というようなこともありますので、そういう

創業資金に関して女性枠を設けるとするのは、光市で起業したいということにもつながっていかうかと思えますので、いろんな御検討をお願いできたらと思えますので、何かコメントあればお願いをいたします。

○小野商工観光課長

総合戦略等にいろいろ掲げてもおりますし、またそういった具体的な施策の展開というのは、今年度から始まったばかりでございますので、施策目標が達成できるように十分に検討してまいりたいと考えております。

○森戸委員

よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○畠堀委員

2点ほどお伺いします。

1つは、雇用の日、ヒカリノミクスの3つの事業と相まって3年を迎えておりますけれども、本年度の実績を踏まえたこの3年間の総括と今後の取り組みについてお考えがあればお伺いしたいというふうに思います。

○小野商工観光課長

「雇用の日」メッセージフェアについてということでございますが、本年度は5月27日に光市民ホールを会場に、昨年度に引き続き、教育委員会との連携を図りまして、事業対象を職場体験学習のキャリア教育を受ける中学2年生を中心に、約780名の参加で実施をいたしました。将来の職業選択に向けた情報発信や働くことの大切さ、やりがいということを伝えるということを目指して開催をいたしました。

参加されました学校関係者からは、ロビー展示に詳細を説明する係員を配置してほしいとか、そういう具体的な御意見等はありませんでしたが、おおむね御好評をいただきまして、学校によりましては、進路指導配付資料に掲載していただくなど、総じて幅広い業種、業界を一度に知る事ができるよい機会だったという評価をいただいております。

次年度以降の取り組みでございますけど、今ここでお示しする段階にはございませんが、過去のメッセージフェアの成果も踏まえながら、十分に検証しながら、今後の取り組みについては検討してまいりたいと考えております。

○畠堀委員

学校からの評価も高いということで、特に若年の皆さんが、光の地場の企業を知るということについては非常にいいことではないかと思えますし、ぜひ継続して実施いただけるようお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、もう一点ですけども、もう一点は、フィッシングパークのことについてお伺いします。

こちらのほうについては、以前、魚が釣れないというようなこと声も出て、海底の清掃が行われたかと思えますが、現況についてどのような状況になっているのか、利用者の推移も含めてお伺いしたいというふうに思います。

#### ○藤井水産林業課長

ただいま畠堀委員から、フィッシングパークの清掃の状況と利用者数のことについてお尋ねがございました。

まず、清掃でございますが、平成26年、昨年でございますが、8月の2日に山口県釣り団体協議会の活動としまして、海底清掃を行ったところです。このときには、室積中学校の生徒さん、23人も協力をしていただきました。ダイバー約5人か6人が海中に潜って、清掃を約半日実施し、釣り道具であるさお、リール、かご等、全体で約50キロを引き上げて終了したところです。

このときは、棧橋の手前といいますか、海の水深が浅いところしか実施できませんでしたので、27年、今年度の予算75万円により、11月の休園日の水曜日ですが、4日、18日、25日の3日間で半日ずつ全体の清掃を実施したところでございます。

今回も釣りの道具、特に釣り糸等の引き上げができて、2年続けて、ある程度の成果が上がったと判断をしているところです。

それから、利用者数の推移でございますが、平成24年度と26年度の2カ年は、工事の閉園で約1カ月ずつ閉園をしておりますので、多少、減少の要因にはなっておりますけれども、数字で申し上げますと、平成23年度が1万7,290人、24年度が1万6,920人、25年度が1万6,238人、26年度が1万3,157人で、先ほどの閉園もございまして、全体的には減少傾向となっております。

#### ○畠堀委員

魚が釣れないっていうような声が出て、取り組みが行われたというようなことも伺っておりますけれども、細かなメンテナンスをやっていただきまして、フィッシングパークについては、光市としての大きな目玉にもなるのではないかと思いますので、そのあたりの取り組みについても、引き続きお願いをしておきたいというふうに思います。

○磯部委員

済みません。2点お伺いをしておきたいと思います。

松林の保全についてお聞かせいただきたいのですけれども、先日、これは以前から言われていたところなのですけれども、兵庫県なんかの姫路市なんか、国宝の姫路城で毎年行ってきた、「こも巻き」をことしからやめることが決定したといったものが出ておりました。

以前からこの課題はあったと思うのですけれども、効果がないどころか逆効果という指摘を受けたというコメントもあったのですけれども、私、光市でも、松林の保全に関しては、本当ありとあらゆるいろんな知恵を出していただきまして、今までも保全活動をやっていたいただいていたと思うのですけれども、今、室積海岸と虹ヶ浜海岸でも、「こも巻き」の作業をしていただいておりますけれども、そのあたりの状況、考え方と、またそれに対する経費がどれぐらいかかっているのか、再確認をさせていただきたいと思います。

○藤井水産林業課長

松の「こも巻き」でございますが、これまでも申し上げていますが、江戸時代から行われております、マツカレハの幼虫でございますマツケムシを駆除する方法の一つでございます。

県内では、冬の風物詩としても、光や岩国などで実施しており、報道等でも毎年のように紹介をされております。

本市では、昭和49年から実施しているのですが、11月の立冬の頃に「こも」を巻いて、3月の啓蟄の頃に外すといったことで、予算的なものを申しますと、平成26年度の実績では約41万円でございます。

それで、今委員からは姫路市の対応の御紹介もございましたが、確かに、「こも」の中によい虫というか、益虫も一緒に入るといようなことも考えられますことから、そういうふうによめられるところもあるようでございます。

クロマツは本市の木であり、風物詩ということでなく、今は浅江小、室積小の児童の「こも巻き」を体験するという、環境学習の場にもなっておりますから、今後、実際に虫が入ったときの様子等も確認しながら、慎重に検討をしたいと考えております。

○磯部委員

参考までにお聞きしたいのですけれども、ここ数年間、この「こも巻き」の状況の中で、害虫がどのような状況だったのかというのがわかりますでしょうか。

○藤井水産林業課長

この最近、24年から26年までは、マツケムシの確認ができておりません。平成22年と23年には、約40匹程度の確認ができておりますが、この虫がどういう虫であったかというところまでは把握できておりません。

○磯部委員

松枯れの状況とか、いろんな松林の保全に関しましては、ありとあらゆる検討をなさっていると思うのですが、この「こも巻き」に関しても、経費もかかっているところがございますので、少し検討していただきまして、どういう形で、この「こも巻き」の状況が、「こも巻き」という形だけではなくて、松林の保全につながるかどうか、あわせて1つの提案として、これ検討をしていただきたいということをお願いしておきます。

そして、もう一点なのですが、毎年開催はされてないか、各年でしたでしょうか、さかなまつりですけれども、非常に競りの状況なんかも、いろんな市町やいろんな方がやられて、市民の皆さん、また周辺地域から楽しみに、そういう競りを楽しんで新鮮な魚を買われる。私たち地域の人間にとっては、ある意味、食の文化、また食の継承、また風物詩なのかなあというふうなところで楽しみにしておるのですが、なかなか毎年の開催が難しいというのをお聞きしておりますが、来年度、今後このさかなまつりについて、どのように御協議なさってらっしゃるのか、今の時点でわかる範囲で結構でございます、お答えください。

○藤井水産林業課長

さかなまつりのお尋ねでございます。

昨年は、合併10周年記念事業としましても開催したところでございます。大変好評であったと判断しております。

以前は、牛島での朝市の開催もございましたことから、光と牛島で交互にということで、2年に一度ということで開催をしておりました。開催に当たっては、実行委員会を立ち上げて、いろいろな計画等を練るわけでございますが、実際に魚をとっていただく漁業者の皆様の御協力が不可欠でございます。

現在の状況は、来年の開催に向けての同意はなかなか難しいというようなことをお聞きしております。新規漁業就業者も育っておりますけれども、全体的には、漁業者の高齢化、減少というのは、なかなか歯止めがきかず、そういった条件面では大変厳しい状況ではないかと考えております。

○磯部委員

もちろん漁業者の方々の協力なしには前には進まないところでございますので、いろんな形で、今協議会も、何の協議会だったかな、ニューフィッシャーも含めた協議会も昨年9月からでしたでしょうか、11月からでしたでしょうか、済みません。（「今年」と呼ぶ者あり）今年ですよね、始まっております。

少ない予算ではございましたけれども、着実にこのあたりも進められ、魚離れというものではなくて、やはり光市のすばらしいそういう海岸に面した、そして今は室積海岸とか虹ヶ浜海岸でイワシが非常に大量にとれるということで、いろんな周辺からです、遠いところからも、今釣り客がたくさん来ておられます。

先ほど、何ていうのかな、（「フィッシングパーク」）と呼ぶ者あり）フィッシングパークの話も出ましたけれども、もういろんな意味で遊びの場、魚に対する楽しさ、そういうものも含めて、ぜひそのあたりのことが、どういうふうにしたらできるのかということ踏まえて、今後とも協議をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

#### ○木村（則）委員

それでは、今回の一般質問の中で、改めて確認をさせていただきたいと思えます。

このたびの創生総合戦略にあつては、産業の振興と雇用の創出ということで、この経済部、その中でも特に商工観光というのが大きい役割を果たしているというふうに考えております。具体的な事業例もたくさんあつて、これらをいかに伸長、強化していくかということが、これから求められるわけだろうと思えます。

先ほど、融資の制度に関しましても、と私も質問はしようとは思っていたのですが、こうやって改めて表なんかを見ますと、利率の問題であるとか、融資の制度そのものも少しずつきめの細かい、見直しを積み上げていただきたいとは思いますが、私の一般質問の中で、チャレンジ支援といいますか、創業支援に対しての御回答が余り何ていいますか、手応えのない回答だったと思えますので、改めて別の聞き方をしてみたいと思うのですが、私は本会議の中では、具体的に直接的に改修の費用であるとか、賃借料の補助というものを求めたわけですが、こういったものは有効だとお考えかどうかというふうに質問を変えてみたいと思えますが、いかがでしょうか。（「休憩せん」と呼ぶ者あり）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○吉本経済部長

先ほど議員さんのほうから御質問をいただきました。

そういった施策については、他市でも取り組んでおられるところもありますので、私どもとしても注目すべき施策の一つであろうかというふうに思っております。

そういったことで、総合戦略においても、施策の考え方の中に、光市での創業、あるいは新商品、新技術の開発など、志ある新たなチャレンジを支援しますといった考え方をお示ししておりますので、こういう観点に立って、限られた財源の中で、光市としてどのような施策がふさわしいのか、どのようなことができるのか、これから十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

○木村（則）委員

ぜひ御検討をいただきたいと思います。

私も、ちょっと3月議会では、まだ先の話ではありますけども、この事業一つ一つの検証、どういった形で次年度に向けて実現できたのかということは、検証させていただきたいと思います。やるからには、もういち早くスピード感をもって取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、また別の質問に入りますけれども、ちょっと室積海岸の防潮堤と養浜工事について、改めて何点か質問させていただきたいと思います。

この質問に関しては、私自身の理解といったものも、何ていいますか、確認をするということでもあるのですが、まず養浜工事に関してですが、今年度追加の試験用砂の投入をされたということです。

私のこれまでの理解だと、さっきの学識経験者さんからは、冬場の波浪とあわせて台風の影響も見べきだというふうに私自身理解しておったのですが、今年度10月か11月ぐらい導入されたと思います。台風が過ぎた時点だったと思うのですが、そのあたりはいかがなのでしょうか。

○藤井水産林業課長

今、木村委員さんからは、今、試験養浜後の何を見ていくのかといったことでの御質問だと思います。

学識経験者といいますか、当時検討委員会では、当時の委員長、副委員長でございますけれども、お二人からは、台風も高波浪の代表的なものでございますが、冬の波浪、これも結構波が立つということで、主なものは、台風のほうが大きいから台風ということを言われておる訳で、あくまで台風限定ではなくて、2つが大きく高波浪の要素として考えられるのですが、高い波浪が来



たときに、砂がどのように、現実にはもう皆様御存じのように、1カ所においても、松原から戸仲側に広がっていく傾向が強いというような、ここの室積の海岸でございます。

その広がり方をする現地に、高波浪が来たときにどういう影響があるか、余り沖合には砂は行かないということは、これまでの測量でわかっていますが、そのあたりをしっかりと検証をしたほうがいいねといったところが学識経験者の意見でございます。

もう投入は終わりました、現在、広がりつつあるのですけれども、定期的な測量、今回は着色砂の使用はせず、前回でどの程度の広がり方かというのは捉えていますので、高波浪時の影響というものについて、測量とあわせて確認をしていくといったところでございます。

#### ○木村（則）委員

はい、わかりました。台風という限定したのではなく、冬の波浪等々でのどういう影響があるかということで、一定の理解はいたしました。

じゃあ、2番目に、用地取得の進捗についてなのですけれども、今、全体のたしか3割程度が完了しているということだったろうと思います。これは当初の予定に対して進んでいるのか、そうでないのか、そういった状況をお尋ねしてみたいと思います。

#### ○藤井水産林業課長

私どもは予算もございしますが、やれるものが何かというのを把握しながら、次の予算を組んでいくというようなことで、予算要求をして予算をつけていただき事業を実施していくわけでございますけれども、執行については、国の予算決定が、そこに伴わないと、予定どおりのものが執行できないということで、現在、交付金でございますけれども、なかなか要求したものが近年ついていないといった状況にあり、ついた中で、だは何を優先的にやるのかといったところで取り組んでおるわけでございます。

したがって、どうしても大型補正の追加とかない限り、その内示の中でやりくりをしていきますので、国の予算がつかないところを単独でというわけにもいきませんことから、この辺が非常に私どもではどうにもならないといったところでございます。

#### ○木村（則）委員

用地取得が、済みません、もう一度質問、まずさせていただきたいのは、国からの予算が縮減されたがために用地取得が進んでないという理解でよろしい

のですかね。

○藤井水産林業課長

そういうことでございます。

うちも今年度も、前年もそうですし、高潮堤防を予定しておりますけども、その予算の中で執行をするために何を優先するかということで、限られた予算の中でやろうと思ってもできなかったといったところでございます。

○木村（則）委員

はい、わかりました。

それでは、高潮堤防について、次お尋ねしてみたいと思いますけども。

今年度は、先ほど御紹介いただきました国からの予算ということもあって、松原川から4mほど防潮堤が今完成していると。

気になるところは、当初私の中のイメージとしては、高さが1.6mといったものが、ずうっと800mの間あるものだというふうにイメージしていたのですが、当然敷地に高低差があることから、現在の2.1mですかね、2mですか、そういったものが今防潮堤として、いってみれば立ちはだかっているような状況、これがすごく気になるところではあるのですが、当初1.6mっていうのは、どこを指して1.6mだったのでしょうか。

○藤井水産林業課長

防潮堤、高潮堤防の高さについてのお尋ねでございます。

この対象地区でございますが、延長約800mを今計画しております。それで、堤防の一番上の高さ、専門用語では天端高といいますけども、この高さは一律同一の高さになっております。

今回の場合、海岸ということで、その場所その場所の潮の干満がございますので、光で計画している高さでございますけれども、これは海拔でいう高さに1.85mを加えた数値での表示になります。

つまり、光の場合の天端の高さ、堤防の一番上の高さでございますが、1.85mを加えて7.90mということになります。逆にいえば、7.9mから1.85mを差し引いた高さが通常の標高、海拔での高さ6.05mということで御理解をしていただけたらと思います。

延長が長いことから、標準断面図を代表的なものとしてお示ししており、その図からは地盤の高さを差し引きして約1.5mというのが読み取れるのですが、こういったことから1.5から1.6mとお知らせしたのではないかと考えております。

委員会の視察で見ていただいたプールの前あたりですが、このあたりが一番土地、地盤の高さが低いところでございます。

したがって、一番低くて現実応急時の高潮対策として、大型土のうも設置しております。地盤の高さが一番低いということで、先ほども申されましたように、約2.2mで見えるというような状況でございます。

○木村（則）委員

済みません、ちょっとまだ理解できないのですが。

先ほど標準の断面図、標準ってということは、平均ってことの意味でいいのですか。

○藤井水産林業課長

極端に言いますと、もうその場所、場所で微妙に違うわけでございます、土地の高さが。だから、それは距離で加重平均といいますか、そういったあたりもやらないと、なかなか平均的には出にくいかわからない、主なところの標準断面を示しているのが標準図と先ほど御説明したように、それが1.5mから1.6mといったところで御理解いただけたらと思います。

○木村（則）委員

じゃあ、あそこの今の現在地は、全体的には少しぐっと下がっているところだっているのは、ちょっと地形的にも理解できるのですが、それ以外のところは、ほぼ一、五、六mという理解でよろしいですね。

○藤井水産林業課長

ほぼというよりか、場所、場所で違うのですが、総じていえば、そういったところが多いという解釈をしていただけたらと思います。

○木村（則）委員

これは今後何かの時点で、地域の住民の方にも一定の説明をされるということにもなろうかと思しますので、平均的な高さであるとか、最高最低であるとか、この辺はこのぐらいだとかってということは、わかりやすくしておいたほうがよろしいのかと思います。

もう一点、本当に私のちょっと勉強不足で申しわけないのですが、もともとの防潮堤っていうのは、後背部の住宅を高潮から守ることが目的なのですが、これ改めて考えてみますのに、以前大きい台風があつて、あのあたりがちょうど満潮とあつて、海水があふれてきた状況っていうの、僕も実

際には見ているのですけども、そんな高いものではないですよ。

たしか、長靴履いてつかるぐらいの海水が押し寄せてきたなっていうのは、僕も見ているのですけど。1.5mとかっていう、人間の背丈ほども必要な、必要なのですかね。改めて基本的なことを聞いてみたいのですけど。

○藤井水産林業課長

基本的なお尋ねということで、高さの考え方でございますけども、これまでの台風等も含めました気象による高い潮位、想定される潮位に波の高さを加えて計算して決定したものでございます。

よって、今までのそういった風水害への影響は加味されたものと考えております。

○木村（則）委員

はい、わかりました。感覚的には余り納得のいくものではないです。まあ、そういうことなのでしょう。

最後に、次年度に向けて予算措置という観点から、国の補助金に大きく頼る事業でもあるわけですが、これ見通しっていいですか、は、現在のところどういった手応えっていうか、お持ちなのでしょう。

○藤井水産林業課長

私どもとしては、予算が要求どおりについていただくというのが理想でございますが、こればかりは非常に厳しく、補助金の名称が農山漁村地域整備交付金という名称で、水産関係だけではなく農業関係、林業関係にも幅広い交付金でございます。

国の予算については、どのようになるか、まだ私どもからはもちろん申し上げることはできませんけども、通常であれば4月中旬以降に予算内示が通知されるものと考えております。

○木村（則）委員

はい、わかりました。じゃあ、この海岸に関しては終わりにしたいと思いません。

最後にもう一点、例の牛島の待合所ですよ。ことしの末には何とか完成に向けてという話であったろうと思いますが、そろそろ末を迎えているのですが、どんな状況なのでしょう。

○小野商工観光課長

つい先日も私、工事の進捗状況を見に行ってみましたが（、来週早々にも、もう外周工事が完了し、トイレの設備工事に入ると聞いております。

この調子でいきますと、予定どおり年内には完成できるのではないかと考えております。

○木村（則）委員

ちょっとそれ、今回答としては、余り明確じゃないですね。（「明確でしょう」と呼ぶ者あり）できるのではないだろうかというようなことじゃなくて、もうこの場に及んでは、できる、できないというような話なのかなあとと思いますが。

○小野商工観光課長

完成できると考えております。

○木村（則）委員

はい、終わります。